



JICA SUSTAINABILITY REPORT

2023

サステナビリティ・レポート



CONTENTS

1	理事長メッセージ	2
2	Governance	
	2-1 組織概要	3
	2-2 サステナビリティ方針	6
	2-3 SDGsへの取り組み	7
	2-4 サステナビリティ推進体制	9
	2-5 多様なパートナーとの連携	10
	2-6 環境社会配慮	12
3	Environment	
	3-1 環境マネジメント	13
	3-2 気候変動への取り組み(TCFD提言を踏まえた情報開示)	14
	ガバナンス	14
	戦略	15
	リスク管理	16
	指標と目標	16
	協力実績	17
	GCF受託	17
	事例1:ラオス	18
	事例2:フィリピン	19
	事例3:サモア	20
	3-3 生物多様性への取り組み	21
	生物多様性への取り組み	21
	事例1:インド	23
	事例2:コンゴ民主共和国	24
	事例3:中米・カリブ	25
4	Social	
	4-1 人財戦略	26
	4-2 調達	29
	4-3 人権への取り組み	30
	4-4 ジェンダー平等への取り組み	32
	4-5 外国人材受入れ・多文化共生支援	33
	4-6 研究活動	34
	4-7 ソーシャルボンド、サステナビリティボンドとしてのJICA債	36
5	Next Step	37

～持続可能な世界の実現に向けて～

近年、世界情勢が急速に変化していく中、気候変動や自然資源の損失、経済格差の拡大、紛争の発生・長期化等が同時並行で発生し、深刻さを増しています。2023年6月～8月の期間、世界の平均気温は記録のある1940年以降最も高い値となりました。このような気候変動の影響を始め、多くの人々が実感を持って地球規模課題を身近に感じているかと思えます。とりわけ、複合的な危機下では、脆弱な立場におかれている途上国の人々がより深刻な影響を受けます。2030年を期限とする持続可能な開発目標(SDGs)の達成が真に危ぶまれる今、将来世代に持続可能な社会を継承するために、一層サステナビリティの推進に取り組んでいく必要があります。

JICAは、新しい開発協力大綱の下、すべての人々が恐怖と欠乏から免れ、尊厳を全うすることができる「人間の安全保障」をJICA事業に通底する理念とし、自然環境を損なうことなく格差の少ない持続的な「質の高い成長」の実現を目指しています。世界139ヶ国・地域(2022年度)を対象に日本の開発協力を実施する機関として、幅広い課題に取り組むJICAが担うサステナビリティ推進の役割は、極めて大きいと考えています。

JICAは、その役割を最大限果たすために、世界の動向を取り入れながら組織のあり方を柔軟に見直し、たゆまぬ変革に取り組んでいきます。その一歩として、この一年間でサステナビリティ委員会やサステナビリティ推進室を設置し、組織体制を強化しています。あわせて、「JICAサステナビリティ方針」を策定し、2030年までに組織のカーボンニュートラルを達成し、全新規事業をパリ協定に整合する形で実施するなど、具体的な目標を掲げました。このサステナビリティ・レポートを通し、定量的なデータとともに目標達成状況や取り組みをしっかりと皆様にお伝えし、さまざまなパートナーとの対話を一層強化していきたいと思えます。

JICAにとって、サステナビリティへの取り組みは、JICAのミッションへの取り組みそのものです。JICAのビジョンである「信頼で世界をつなぐ」の下、未来を見据え、開発途上国と寄り添って築き上げてきた信頼関係を発展させながら、持続可能な世界の実現に取り組んでいきます。



2023年11月
独立行政法人国際協力機構
理事長
田中明彦

ミッション

JICAは、開発協力大綱の下、
人間の安全保障^{*}と質の高い成長を実現します。

ビジョン

「信頼で世界をつなぐ」

Leading the world with trust

JICAは、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、
自由で平和かつ豊かな世界を希求し、
パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぎます。

アクション

1. 使命感: 誇りと情熱をもって、使命を達成します。
2. 現場: 現場に飛び込み、人びとと共に働きます。
3. 大局観: 幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。
4. 共創: 様々な知と資源を結集します。
5. 革新: 革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

JICA グローバル・アジェンダ

JICAは、4つの切り口の下、20の「JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を策定し、中長期的な目標や取り組みを明確にすることで事業の戦略性を強化します。
さらに、それらの目標などを国内外の幅広いパートナーと共有することによって、連携や共創を進め、開発効果の最大化を目指します。

> 4つの切り口と20の課題別事業戦略



Prosperity(豊かさ)

- 都市・地域開発
- 運輸交通
- 資源・エネルギー
- 民間セクター開発
- 農業・農村開発
(持続可能な食料システム)



People(人々)

- 保健医療
- 栄養の改善
- 教育
- 社会保障・障害と開発
- スポーツと開発



Peace(平和)

- 平和構築
- ガバナンス
- 公共財政・金融システム
- ジェンダー平等と女性のエンパワメント
- デジタル化の促進



Planet(地球)

- 気候変動
- 自然環境保全
- 環境管理
- 持続可能な水資源の確保と水供給
- 防災・復興を通じた災害リスクの削減

^{*} 人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促す考え方のこと。

組織概要



海外拠点数:
96カ所
(2023年7月1日現在)



国内拠点数:
15カ所
(2023年7月1日現在)



職員数:
1,968人
(2023年7月1日現在)



協力対象:
139カ国・地域
(2022年度)

人と人とのつながりの構築

JICAは、専門家や海外協力隊を途上国へ派遣するとともに、途上国から行政官や技術者などの研修員や留学生を日本に受け入れています。人材育成を通じた人と人とのつながりは、途上国と日本の信頼の礎です。



受入れ(研修員・留学生):
累計約**70万人**
2022年度(新規・継続)
13,090人



派遣(専門家・JICA海外協力隊):
累計約**26万人**
2022年度(新規・継続)
9,438人

JICAの協力メニュー

開発途上国の異なる課題やニーズに合わせ、以下の手法を組み合わせた効果の高い協力を行っています。

スキーム別事業規模(2022年度)

- 技術協力^{※1}
1,752億円
課題解決に必要な能力強化のための専門家の派遣や、研修員・留学生の受入れ

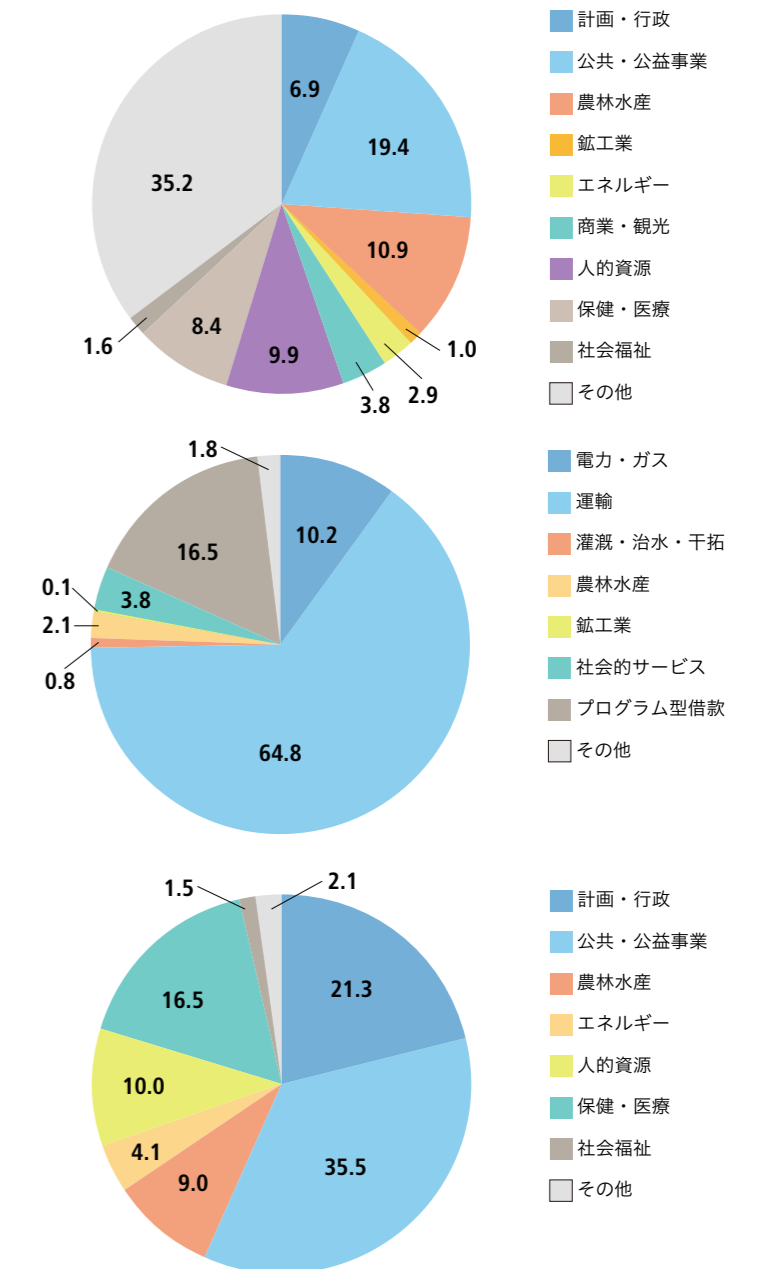
- 有償資金協力^{※2}
24,506億円
開発途上国の国づくりに必要な資金を長期返済・低金利で貸し付け

- 無償資金協力^{※3}
1,192億円
所得水準が低い開発途上国を対象として、返済義務を課さずに資金を供与

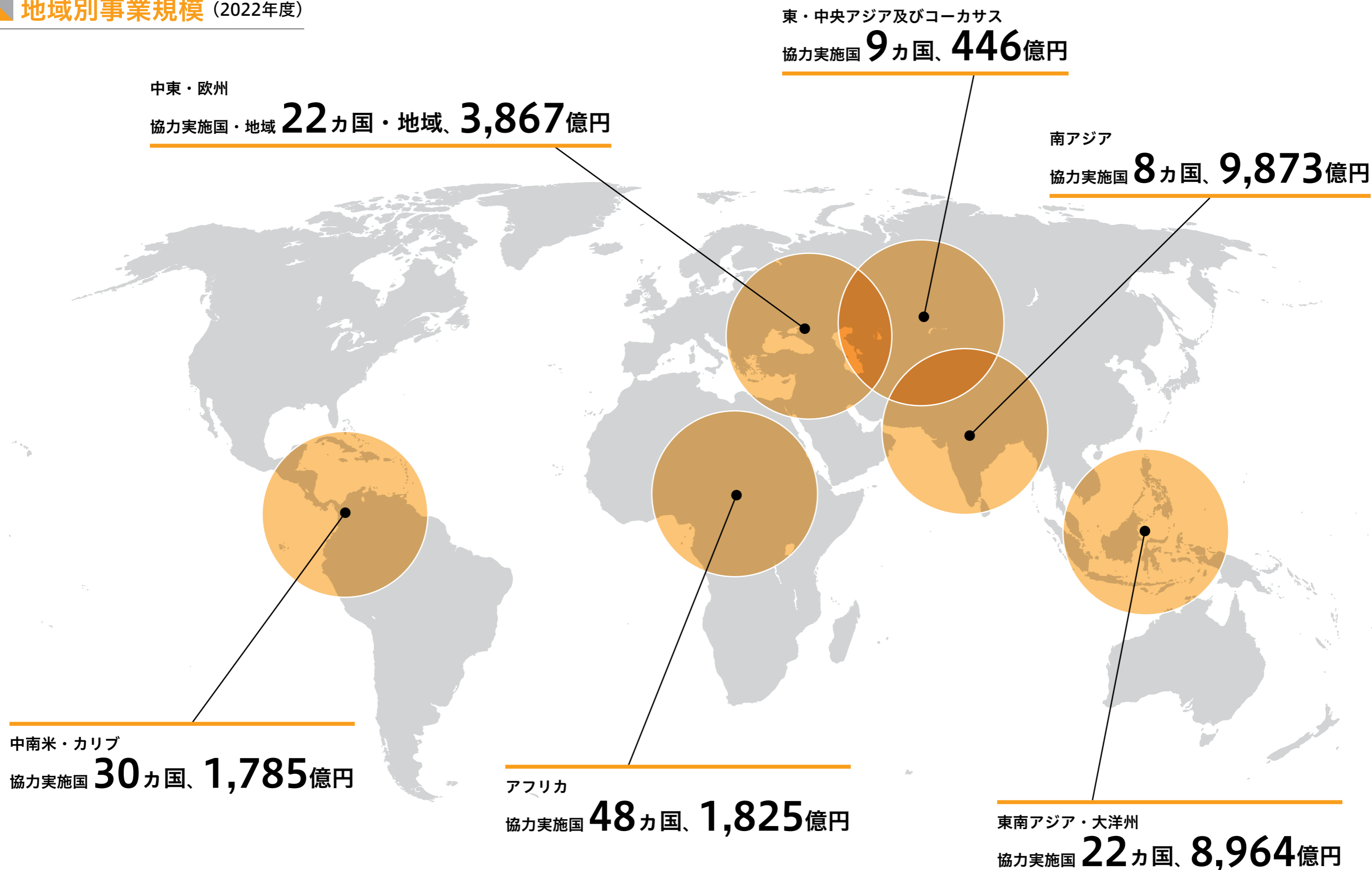
- 市民参加協力(JICA海外協力隊、草の根技術協力事業など)
- 国際緊急援助
- 研究活動
- 民間連携(海外投融資、中小企業・SDGsビジネス支援事業など)

(注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
 ※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。
 ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。
 ※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。

分野別の実績構成比(2022年度)



地域別事業規模 (2022年度)



(注1) JICAの事業規模とは、2022年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。

JICAサステナビリティ方針

JICAは、「人間の安全保障」の理念に基づき、「質の高い成長」を通じた持続可能な世界の実現に向けて取り組んできました。急速に変化する世界情勢下で、開発協力においてJICAが果たすべき役割は、より一層重要となっています。「信頼で世界をつなぐ」というビジョンの下、経済・社会・環境の三側面が調和し、将来世代に負担を残さない「持続可能な世界の実現」を目指します。

JICAは開発途上国のSDGs達成を支援する組織です。その名に恥じぬよう自らの組織運営も見直し、持続可能な世界を目指す一員として、取るべきアクションを迅速に実行します。新しい開発協力大綱の下、JICAは、以下を重点的に推進していきます。

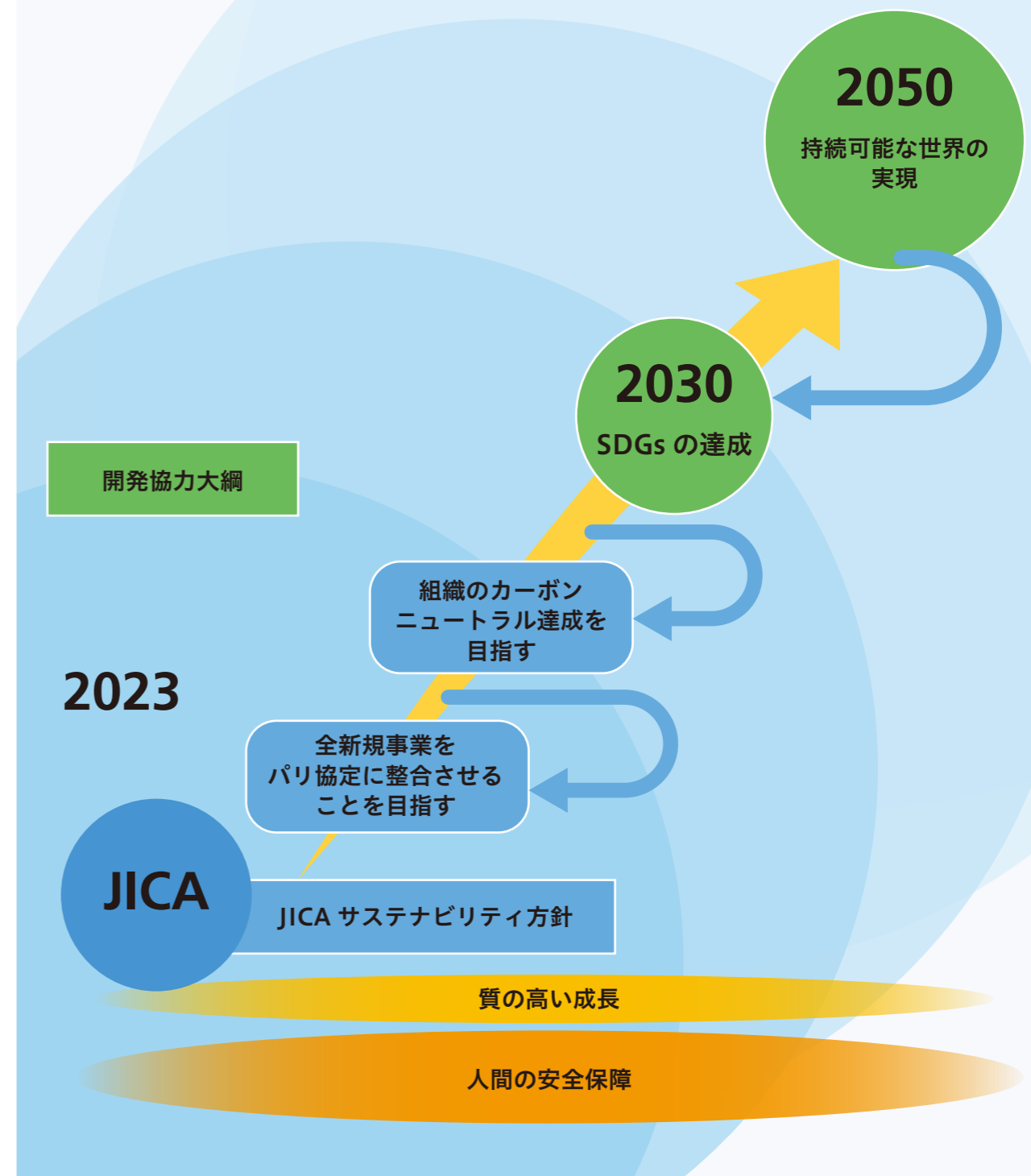
- 気候変動対策として、全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指します^{※1}。気候変動を軽減する緩和策とともに、気候変動にも強靱な社会の実現に向けた適応策を実施し、開発途上国の社会全体のトランジションを支援します。
- 地球環境の保全は未来に対する責任であり、海洋環境・森林・水資源の保護等の自然環境保全の取り組みを強化し、生物多様性の主流化を推進していきます。
- 基本的人権を尊重するとともに、ジェンダー平等を含むダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進し、多様な人材が生き活きと活躍し、成長できる機会と環境を創ります。
- 国際開示基準を踏まえた正確かつ透明性のある情報開示を行います。
- 日本政府による「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、2030年までに組織のカーボンニュートラル達成^{※2}を目指します。
- サステナビリティ委員会およびサステナビリティ推進室を軸に、サステナビリティ推進に向けたガバナンスと組織全体による取り組みを一層強化します。

複雑に絡み合った課題を一国だけで解決することはできません。このような取り組みを通し、開発途上国などのさまざまなパートナーとの信頼を築き、課題解決に向けた協働・共創を加速して、よりよい世界の実現に貢献していきます。

以上

サステナビリティ推進で目指すもの

激動の世界情勢の中、気候変動や自然破壊、経済格差、人権侵害、少子高齢化等、私たちは今、数多くの課題に直面しています。JICAは、新しい開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長をミッションとして、サステナビリティの実現に力強く取り組みます。未来のよりよい世界を想像し、その実現に貢献するための中長期的な目標を掲げ、迅速かつ着実に歩みを進めていきます。



※1 パリ協定は2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択、2016年に発効した気候変動問題に関する国際的枠組み。JICAとして、全新規事業を同協定に整合させることを目指し、2023年から整合プロセスの準備を開始し、迅速かつ段階的に取り組み中。
 ※2 温室効果ガス排出量算定・報告の国際基準であるGHGプロトコルのScope 1及び2を対象(本部・国内拠点のみ、在外拠点は段階的に検討)とします。

SDGs から見る JICA の取り組み実績



食糧増産

サブサハラアフリカにおけるコメの生産量(基準値【1,400万t】と2021年収穫量【3,230万t】との比較)

2.3倍



母子手帳

母子手帳に関連した支援を行った国での年間発行冊数(2019年度)

34カ国
900万冊



児童・生徒の学びの改善

JICAの支援を通じて、学びの改善に向けた質の高い教育環境を提供された子どもの数(2015年度~2017年度)

1,500万人超



安全な水へのアクセス

給水施設整備支援による給水人口(1999年度~2022年度累計)

8,400万人



クリーンエネルギー

運転開始済み地熱発電所の設備容量の合計(1978年度以降の円借款案件)

1,592MW



産業人材育成

アジアにおいて育成を支援した産業人材の数(2023年7月時点)

18,000人超



防災

洪水制御等の事業により災害の危険性から守ることができた人数(2011年度~2020年度に事後評価を実施した有償資金協力)

380万人超



自然環境保全

森林再生のための協力による植林面積(2000年度~2016年度)

305万ha



きれいな街の実現

「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ」裨益国・人数(2021年度以降開始事業)

42カ国
1.7億人超

JICAのSDGsへの取り組み方針

2023年は、2015年に策定され2030年を達成年限とするSDGsの「中間年」にあたり、4年に一度のSDGサミットが開催される等、国際社会全体でのSDGs達成に向けて一層の取り組みの推進が求められています。2023年6月に改定された開発協力大綱では、SDGs達成に向けた取り組みの加速化等により、国際協力を牽引し、地球規模課題の解決に向け、総合的な取り組みを強化することが重点政策に定められました。

JICAは、「人間の安全保障」や「質の高い成長」を加速・推進するものとして、SDGsに積極的に取り組んでいきます。こうしたJICA全体の取り組み方針をポジション・ペーパーとしてまとめています。具体的な取り組みとして、2021年度にSDGsのProsperity(豊かさ)、People(人々)、Peace(平和)、Planet(地球)の切り口から、20の事業戦略「JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を設定し、中長期的な目標や取り組みを明確にすることで、戦略性を強化しています。さらに、そこで定められた方針や事業実績に基づいた考えを発信しています。また、SDGs達成には公的資金だけではなく、民間資金動員を含め多様なパートナーシップが不可欠であることから、幅広いパートナーに対しJICAのアプローチや事業の意義を共有し、意見交換を行っています。そうして事業レベルでの連携・パートナーの巻き込みを促進し、SDGs達成への取り組みをより一層強化し、推進していきます。17ゴール別のJICAの取り組みは [JICA ウェブサイト](#) をご覧ください。

出典:JICA

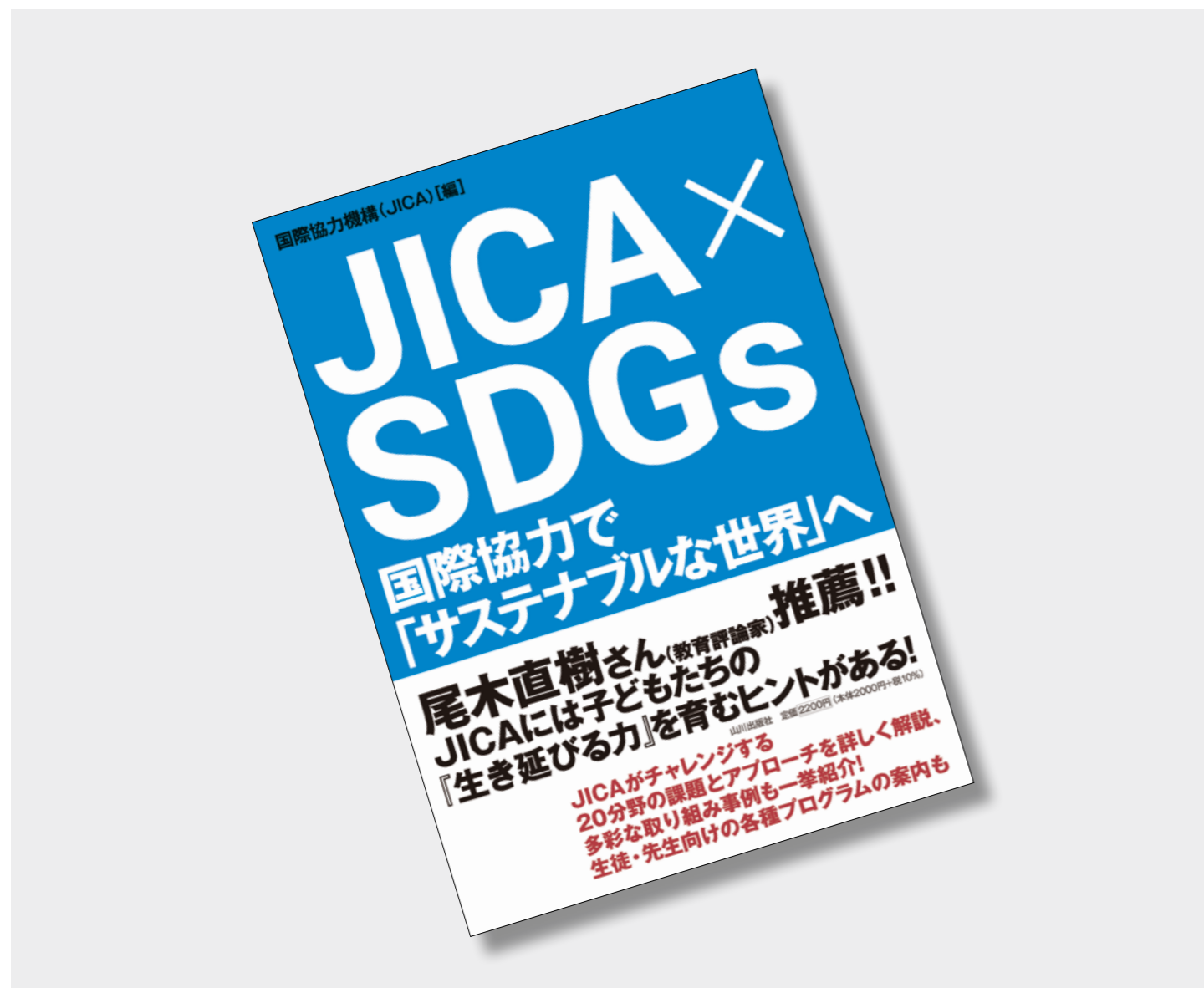
SDGs推進に向けた国内外での連携・協働の強化

JICAは、日本政府SDGs推進本部下の円卓会議や幹事会等の会合に、省庁以外の唯一の政府関係組織として参加しています。特に政府の「SDGs実施指針改定版」及び「SDGsアクションプラン2023」の策定においてJICAは大きく貢献しています。SDGs実施指針では、開発途上国を含む国内外のSDGs推進の貢献等に関する言及があり、SDGsアクションプランでは、36件の幅広い取り組み事例（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）、低炭素エネルギーイニシアティブ、JICA債等）が組み込まれています。また、同実施指針や同ア

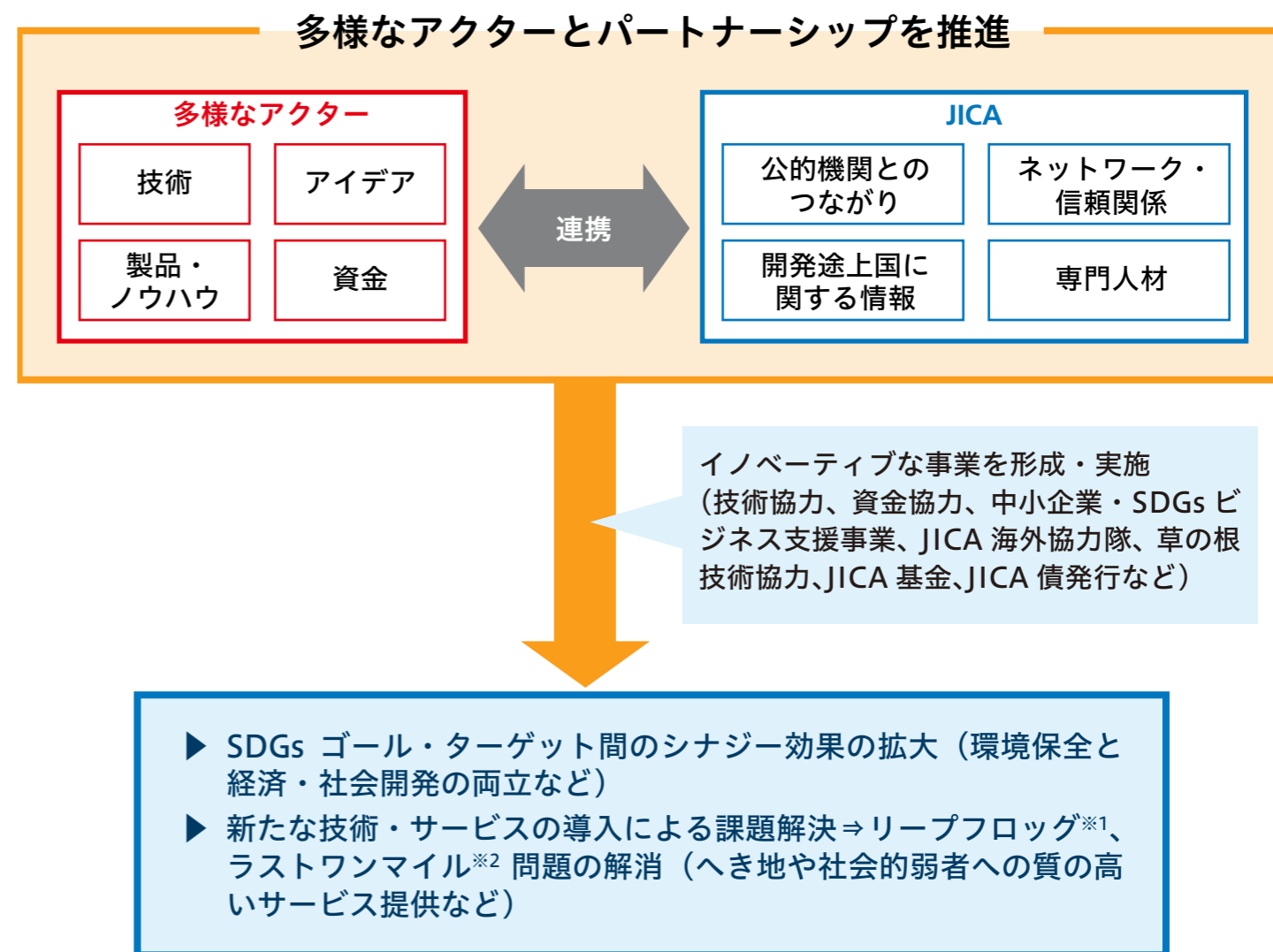
クションプランの一層の進展のため、JICAとともにSDGsの達成に向けて取り組んでいる団体をパートナーとして認定する「JICA-SDGsパートナー」制度を2020年7月に創設しました。同制度は2023年6月時点で認定団体約50団体を数え、企業・団体等によるSDGs推進に向けた対外発信を促進しています。また、JICA関西も事務局を務める「関西SDGsプラットフォーム」は、加盟団体が2,000を超え（2023年9月時点）、会員間の連携を促進しながら関西地域においてSDGsを推進しています。

JICAが取り組む事業は、基本的に全てSDGsの達成に寄与するものです。その具体的なインパクトをわかりやすく伝えるため、事前評価表におけるSDGsへの貢献を記載した事業の分析等を通じたインパクトの検証に取り組んでいます。加えてSDGsの考え方を反映した、経済開発協力機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の

評価基準との整合性の確保や、各評価基準における公平性・人権・ジェンダー等の視点の明示を行っています。業務実績等報告書においては、JICAの取り組みとSDGs達成への貢献との関連付けを記載しています。さらに、JICA事業のSDGsへの貢献を示した開発教育教材等の制作を行っています。



JICAのSDGsにむけたアプローチ



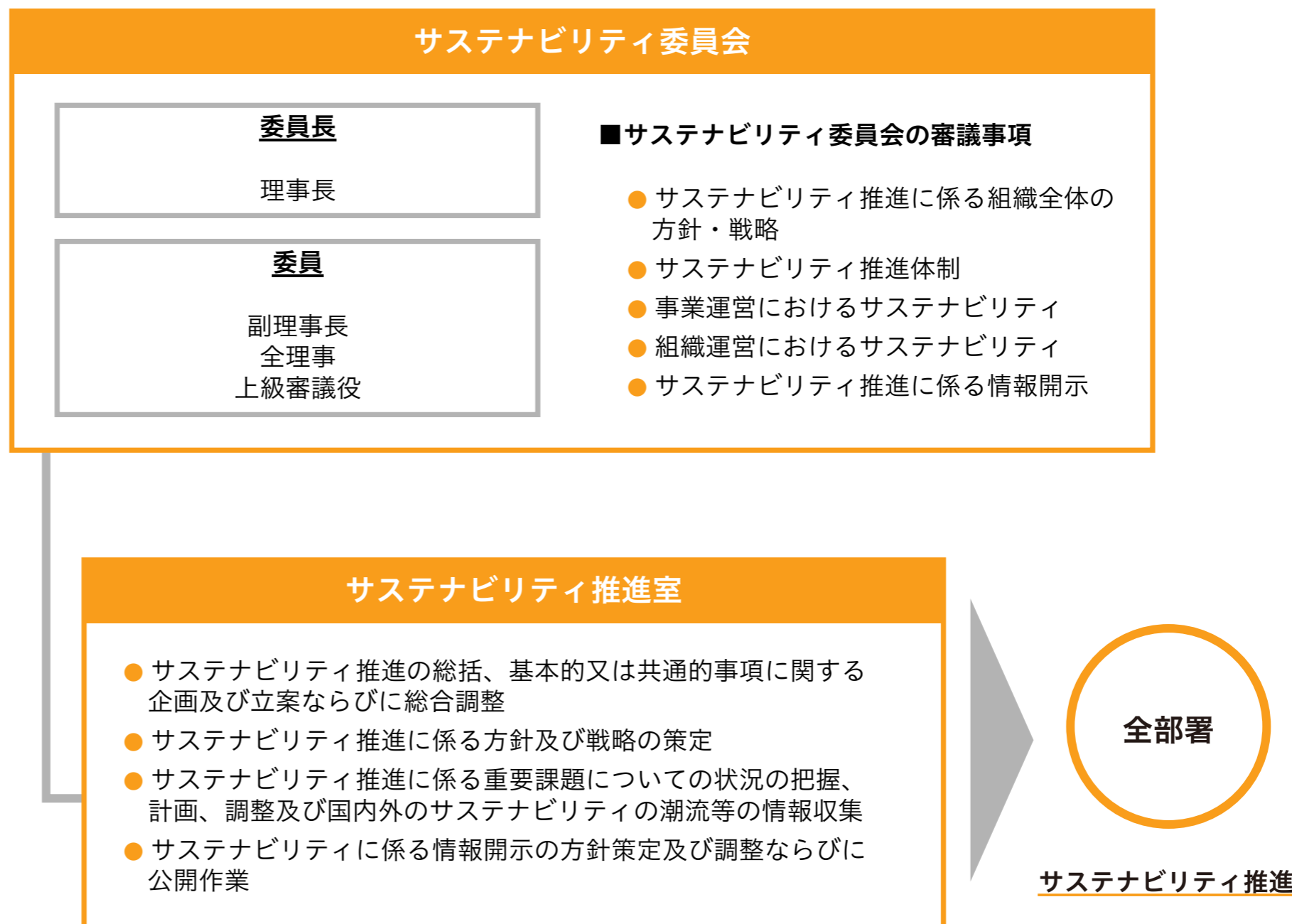
※1 リープフロッグ: 新たなテクノロジー等の導入によって、一足飛びに課題を解決し飛躍的に発展を遂げること。
 ※2 ラストワンマイル: インフラ・物流等が網羅されていない地方農村部の人々へサービスを届けること。

2022年11月より、新たに「サステナビリティ委員会」を設置しました。委員長を理事長、委員会メンバーを副理事長及び全理事、ならびに上級審議役にて構成しています。また、2023年4月には「サステナビリティ推進室」を設置し、さらに10月にはChief Sustainability Officer (CSO) の任務を担う上級審議役を配置しました。これら新体制の下、全組織的にサステナビリティを強く推進していきます。

サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会での主な議題は以下のとおりです。2023年1月から8月にかけて6回開催しました。

- JICAとしてのサステナビリティ経営のあり方と具体的な進め方
- サステナビリティ推進ロードマップの検討・承認
- 組織の気候変動対応
- ビジネスと人権に係る取り組みの方向性
- 気候リスクの特定及びその管理体制
- 事業における気候変動対応への中長期的コミットメント方針
- サステナビリティ方針の策定
- 2023年度サステナビリティ・レポート作成方針



国内外の多様なパートナーとの共創を推進

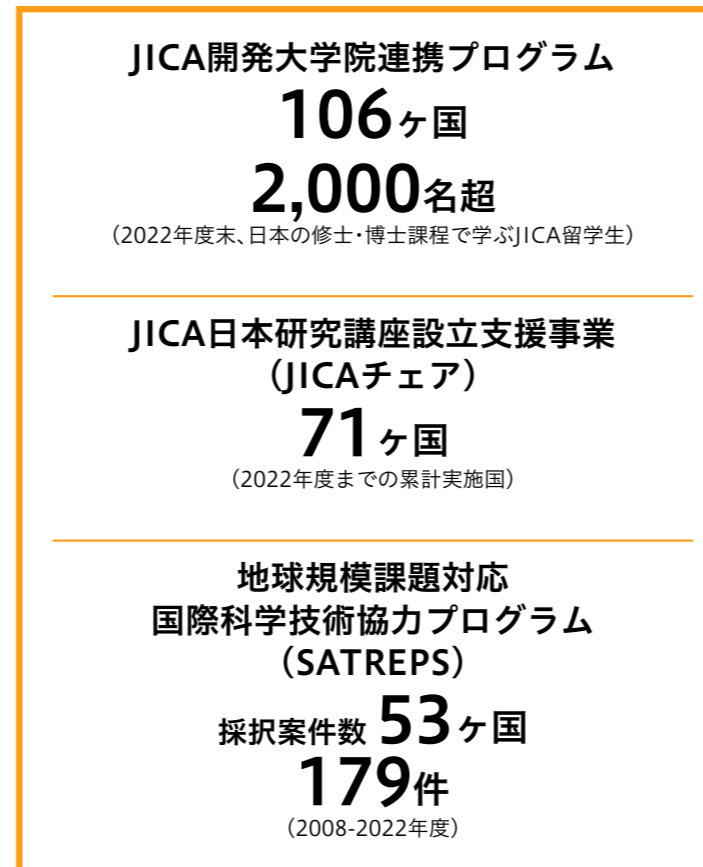
JICAは、世界139ヶ国・地域(2022年度)を対象として、それら相手国政府との対話を踏まえ、さまざまな協力メニューを活用しつつ、各国の主体的な社会・経済開発を支援しています。

SDGsへの関心の高まりなどを背景に、開発協力の担い手は、政府、国際機関、開発金融機関、NGOから、民間企業、研究機関、地方自治体、市民団体などに大きく広がっています。複雑化する環境・社会課題に対応するためには、多様な人びととの協働が不可欠であり、開発協力の担い手の広がりには課題解決の機会にもなりえます。

JICAは、将来世代に負担を残さない「持続可能な世界の実現」を目指し、国内外のさまざまなパートナーと共に課題解決に取り組んでいます。多様なパートナーが集う場としてのプラットフォームを構築・参画することで、知識・アイデア、人材などのさまざまなリソースの活用、資金動員、民間企業のビジネス参加を促進する環境整備などを行っています。これらの活動を通じて「共創」を一層促進し、課題解決に向けた大きな「うねり」を生み出します。

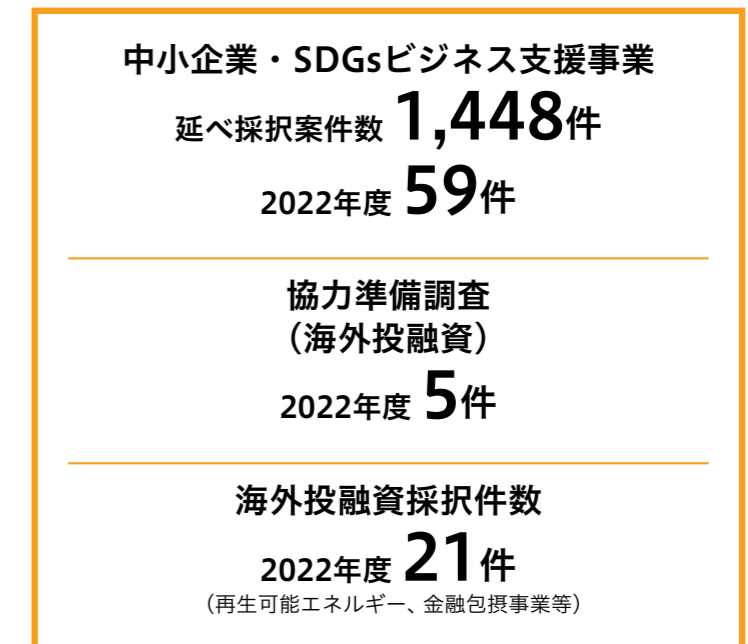
大学・研究機関との連携

近年、環境・エネルギー問題、食料危機、感染症などの地球規模課題が複雑に絡み合い、深刻化する中、このような課題の解決には、既存の技術だけでなく、新たな技術・知識を開発し、速やかに社会で応用していく必要があります。JICAは、高度な知見を幅広く有する大学・研究機関との連携によって、国際協力に関する調査研究や開発途上国における技術協力プロジェクト等の実施、また、開発途上国からの留学生受入といったさまざまなアプローチを実施しています。



民間企業との連携

JICAは、長年のODAの実施で得た開発途上国とのネットワークや信頼関係、国際協力事業のノウハウを最大限に生かしつつ、効率的かつ効果的な開発効果の発現を推進するため、民間企業に対して様々な支援メニュー^{*}を提供しています。この民間企業との連携を通じて、民間企業による途上国の経済社会開発やSDGs達成に貢献するビジネスの形成・展開などの海外展開を支援しています。



^{*} 中小企業・SDGsビジネス支援事業(ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業、普及・実証・ビジネス化事業)、協力準備調査(海外投融資)、海外投融資等。詳細は[JICAウェブサイト-民間連携事業](#)をご覧ください。

市民社会との連携

国際協力に携わりたい市民と開発途上国をつなぐため、「市民参加協力」事業に取り組んでいます。特に国内のNGO、地方自治体、大学、民間企業などを市民参加協力事業の主なパートナーとしています。これらのパートナーとの対話や協働事業を通して、開発途上国の開発課題解決とあわせて、国際協力経験を通じた国内の地域課題の解決を進め、「日本の地域社会の国際化・経済活性化」に貢献することを目指しています。

開発教育においては、3か所の地球ひろば（東京都市ヶ谷、愛知県名古屋市、北海道札幌市）で「見て、聞いて、さわって」体験ができる展示を行い、開発途上国の現状や地球規模の課題、国際協力を学ぶ機会を提供しています。他のJICA国内拠点でも国際協力に関して幅広く情報提供を行っています。

2022年度

「NGO-JICA協議会（全国規模）」

日本のODAの透明性や外国人材受入れ・多文化共生社会の構築への取り組みなどの協議

「地域協議会」

若手人材の育成など、各地域に根差したテーマの協議

「NGO-JICAジャパンデスク」

27ヶ国設置（開発途上国のNGO等に関する情報提供・セミナー等の実施）

草の根技術協力事業の実施案件数
（2002-2022年度）

1,321件

JICA地球ひろば（市ヶ谷）の
来館者数（2006-2022年度）

239万2,489人

コラム：地域におけるダイバーシティへの貢献

JICAは、開発途上国に向けた協力のみならず、日本の地域社会におけるサステナビリティを推進することを目指しています。「地域に開かれたJICA」であるべく、国内15カ所の拠点それぞれが、施設設備のバリアフリー化や多目的トイレの設置、個室型ベビーケアルーム（授乳室）やおむつ交換台の市民開放を行う等、多様な人びとがいつでも訪れやすい拠点づくりを進めています。また、JICA東京では年齢や国籍、障害の有無に関わらず、皆が一緒に楽しむことができるユニバーサルスポーツイベントを開催しています。2022年度に6回目を迎え、様々なバックグラウンドを持つ人びとが平等に楽しめる機会となっています。JICA横浜にある海外移住資料館では、「日本の移住の歴史」だけでなく、多文化共生、外国人受入、人権など、様々なテーマでの学習の場を提供しています。

地域におけるカーボンニュートラルやSDGs達成に向けた取り組みとしては、帯広市の2050年ゼロカーボン計画に係る検討会議への参加や、関西SDGsプラットフォームの事務局をはじめとして、各地の自治体等推進活動との連携を進めています。また、JICA事業による途上国からの留学生や研修生などによる、SDGs関連の出前講座や訪問学習の実施や意見交換の場などを設け、産官学問わず、世界共通のSDGs達成を目指して、地域と世界のつながり強化にも取り組んでいます。

あらゆる人びとが暮らしやすい環境、社会の実現を目指して、これからも地域社会とともに、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）や気候変動対策への取り組みを進めていきます。



JICA東京開催のユニバーサルスポーツイベント

国際機関・他ドナー等との連携

気候変動、債務問題、エネルギー、食料安全保障などの複合的リスクが顕在化するなかで、SDGsやパリ協定の目標を達成するためには、国際機関や新興ドナーを含む他のドナーとの連携によって開発効果を拡大することが重要です。JICAは、国際会議等におけるJICAの経験・知見の発信を通じた、国際的な援助潮流の形成への貢献とともに、国際的なパートナーシップの促進に取り組んでいます。

2022-23年の

主な取り組み

- 世界銀行グループとの連携（危機対応における迅速な協調融資、教育・保健などの人的資本領域での進展、IFCとの協力覚書更新等）
- 各地域の国際開発金融機関（アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行等）との協調融資
- 新たに創設された融資枠（海外投融資：気候変動対策推進ファシリティ、食料安全保障対応ファシリティ、金融包摂促進ファシリティ）の実施における国際開発金融機関、二国間開発金融機関等との協調融資
- 欧州投資銀行、フランス開発庁（AFD）、UNICEFとの協力覚書更新
- 赤十字国際委員会やILO駐日事務所との協力覚書締結
- UNDPと共催での人間の安全保障の発信

JICAは、協力事業が自然環境や社会環境に与える影響を抑え、持続可能な開発が行われるよう、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(以下、「ガイドライン」)を定めています。JICAの環境社会配慮確認のプロセスは、①環境や社会への影響度合いに応じて4つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、②事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、③実施段階から実施後にわたり環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります[→本ページ右側「環境社会配慮確認の手続き」の図を参照ください]。

ガイドラインの近年の動き、特徴は以下のとおりです。

環境社会配慮助言委員会

JICAは、環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、公募で選ばれた外部専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設しています。2022年度は「全体会合」を12回、全体会合で任命された委員が助言対象案件等について検討する「ワーキンググループ会合」を14回開催し、計14案件に関する助言を得ました。委員名簿や議事録は、JICAウェブサイトで公開しています。

情報公開とステークホルダーの参加

JICAは、環境社会配慮に関する説明責任と透明性を確保するために、情報公開の促進に努めています。情報公開は、原則として協力相手国等が主体的に行いますが、JICAもガイドラインに則り環境社会配慮に関する重要な情報をJICAウェブサイトで開催してい

ます。また、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの参加を確保しています。

他援助機関の制度との調和

ガイドラインでは、JICA事業の環境社会配慮について、世界銀行の環境社会ポリシーから大きな乖離がないことを確認することとしています。また、国際金融機関等が定めた基準やその他の国際的に認知された基準、グッドプラクティスを参照することも定めています。

このことからJICAは、世界銀行やアジア開発銀行等の他援助機関と緊密に連携し世界的な動向を把握するとともに、協調融資案件については合同で環境社会配慮の調査・確認を行い、調和を図っています。

環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続

JICAは、ガイドラインの遵守を確保するために、「異議申立手続」を整備しています。これは、JICAのガイドライン不遵守によって被害を受けた、あるいは被害を受けるおそれのある被援助国の住民またはその代理人が、所定の手続きに従ってJICAに異議を申し立てることができる制度です。

申し立てられた異議の内容は、事業担当部署から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。異議申立審査役は、ガイドラインの遵守・不遵守に関する事実関係を調査し、その結果をJICA理事長に報告します。また、ガイドラインの不遵守を理由として紛争が生じた場合には、その迅速な解決のため

に、当事者である申立人と相手国等との合意に基づいて対話の促進を図ります。

異議申立に関する手続きや年度ごとの報告は、JICAウェブサイトの「[異議申し立て制度](#)」と英文ウェブサイトの「[Objection Procedures based on the Guidelines for Environmental and Social Considerations](#)」で公開しています。なお、2022年度に異議申立の受領はありませんでした。

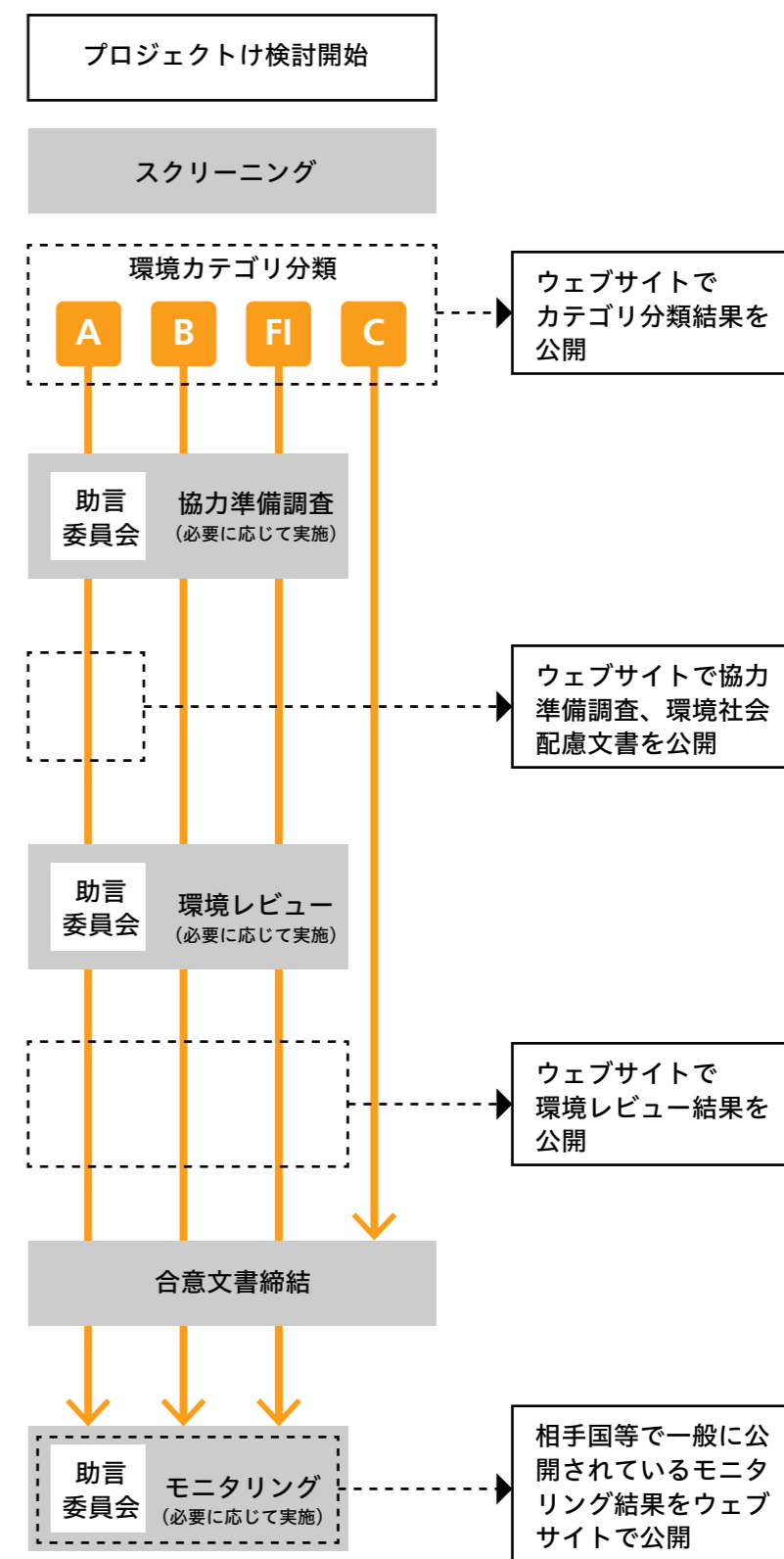
環境社会配慮ガイドライン及び異議申立手続要綱の改正

ガイドライン及び異議申立手続要綱の規定に基づき、2022年1月にガイドライン及びガイドラインに基づく異議申立手続要綱の改正を行いました。

ガイドラインの改正では、気候変動への対応として温室効果ガス総排出量の推計や公表の取り組みを盛り込みました。また、事業計画の早期段階での対外情報発信・対話を促進し、開発効果をより迅速に発現させることを目指し、環境アセスメント報告書の情報公開の要件を見直しました。さらに、影響を受ける現地の人々の環境社会配慮確認プロセスへの適切な参加を確保するため、世界銀行などの国際機関の対応を踏まえ、従来の取り組み指針から内容を拡充しています。

異議申立手続要綱については、異議申立審査役の独立性・中立性の明確化や、十分な調査期間の確保、申立要件の見直しによるアクセス向上などの観点から見直し、改正を行いました。

環境社会配慮確認の手続き



基本方針・考え方

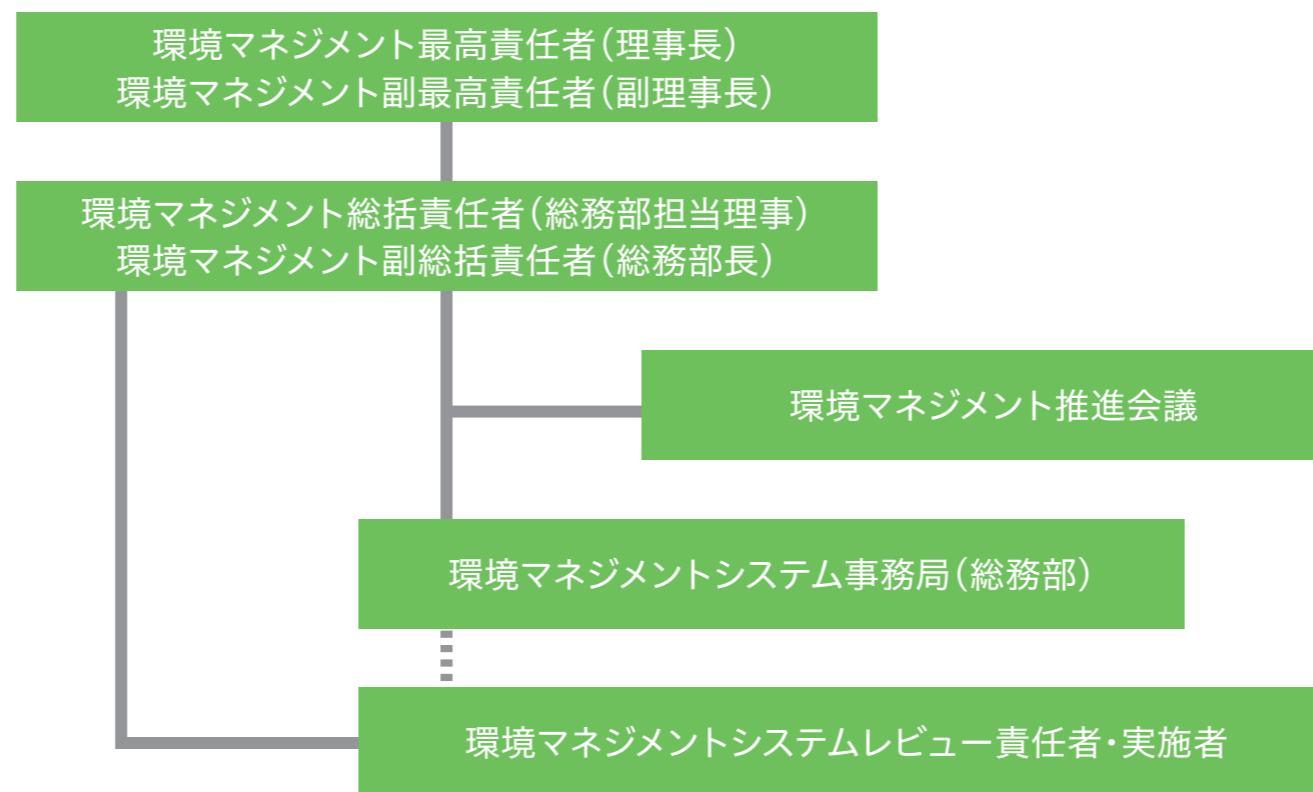
JICAは、地球環境問題を経営上の重要課題の一つに位置付け、環境マネジメントシステムの活用を通じて、自らの活動により生じる環境負荷低減に努めています。美しい地球環境を保全し、未来の世代へと継承できるよう、温室効果ガス(GHG)排出削減を含む、環境への取り組みを推進していきます。

環境マネジメント体制

2004年度より環境マネジメントシステムの本格運用を開始し、2005年度には本部及び国内全拠点で「ISO14001」の認証を取得しました。ISO14001による環境マネジメントの取り組みを展開することにより、省エネ・省資源等の環境負荷の低減を図ってきました。

2013年からは、より効率的・効果的な環境マネジメントシステムを構築するため、理事長を環境マネジメント最高責任者として、新たなシステムの運用を開始しました。環境負荷の低減を促進すべく、ISO14001の基本的な考え方を踏まえつつ、取り組みを推進しています。

管理体制



温室効果ガス(GHG)削減の取り組み

本部(麹町・市ヶ谷・竹橋)及び全国内拠点を対象に、組織の活動に伴うGHG排出量に該当するScope1(事業者自らによる直接排出量)及びScope2(他者から供給された電気・ガス使用等による間接排出量)の計測・集計を行い、一斉消灯、LED等の高効率照明器具の導入、グリーン購入法の促進等を通して、GHG排出量削減に取り組んでいます。環境負荷の更なる低減に向け、「JICAサステナビリティ方針」において、「2030年までに組織のカーボンニュートラル達成」を目指すことを宣言しました。再生可能エネルギー由来の電力への切替など、より計画的に、取り組みを強化していきます。

年	GHG排出量(t-CO ₂)
2018年	10,761
2019年	10,743
2020年	7,555
2021年	8,015
2022年	8,951

目標:2030年までに組織のカーボンニュートラル達成[※]を目指す

※ Scope1 及びScope2を対象(本部及び国内拠点のみ、在外拠点は段階的に検討)



LED照明の導入比率:

58.5%

(2022年度実績、JICA国内所有/区分所有物件対象)



公用車の電動車割合:

39.1% (計9台)

(2022年度実績、国内保有車のみ)

環境教育・組織内啓発活動

組織全体の環境意識を向上させるために、職員に対して様々な研修機会を提供しています。2022年度には、環境関連法令の適切な順守や理解促進、環境意識啓発を目的として、施設管理担当職員等を対象とした「環境法令研修」を実施しました。また、新規採用者を対象に「環境マネジメント基礎研修」を実施し、組織全体の環境意識の醸成にも取り組んでいます。今後も環境マネジメントに関する研修を継続的・定期的実施し、組織内の意識啓発を進めていきます。

ガバナンス

JICAは、主務大臣^{*}が定める中期目標を達成するため、気候変動に対する取り組みを含めた、5年間の中期計画と、年度ごとの年度計画を作成し、これらに基づき業務を実施しています。また、開発途上国向けにJICAが協力する事業については、実施前の事前評価から、実施段階でのモニタリング、事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行うことにより、気候変動への対応を含めた、事業の開発効果の向上に努めています。

さらに、2021年に気候変動対策事業に関する戦略を策定し、2023年10月には、気候変動対策を含むサステナビリティ推進に関する組織全体の方針として「JICAサステナビリティ方針」を策定しました。

※外務大臣、財務大臣および農林水産大臣

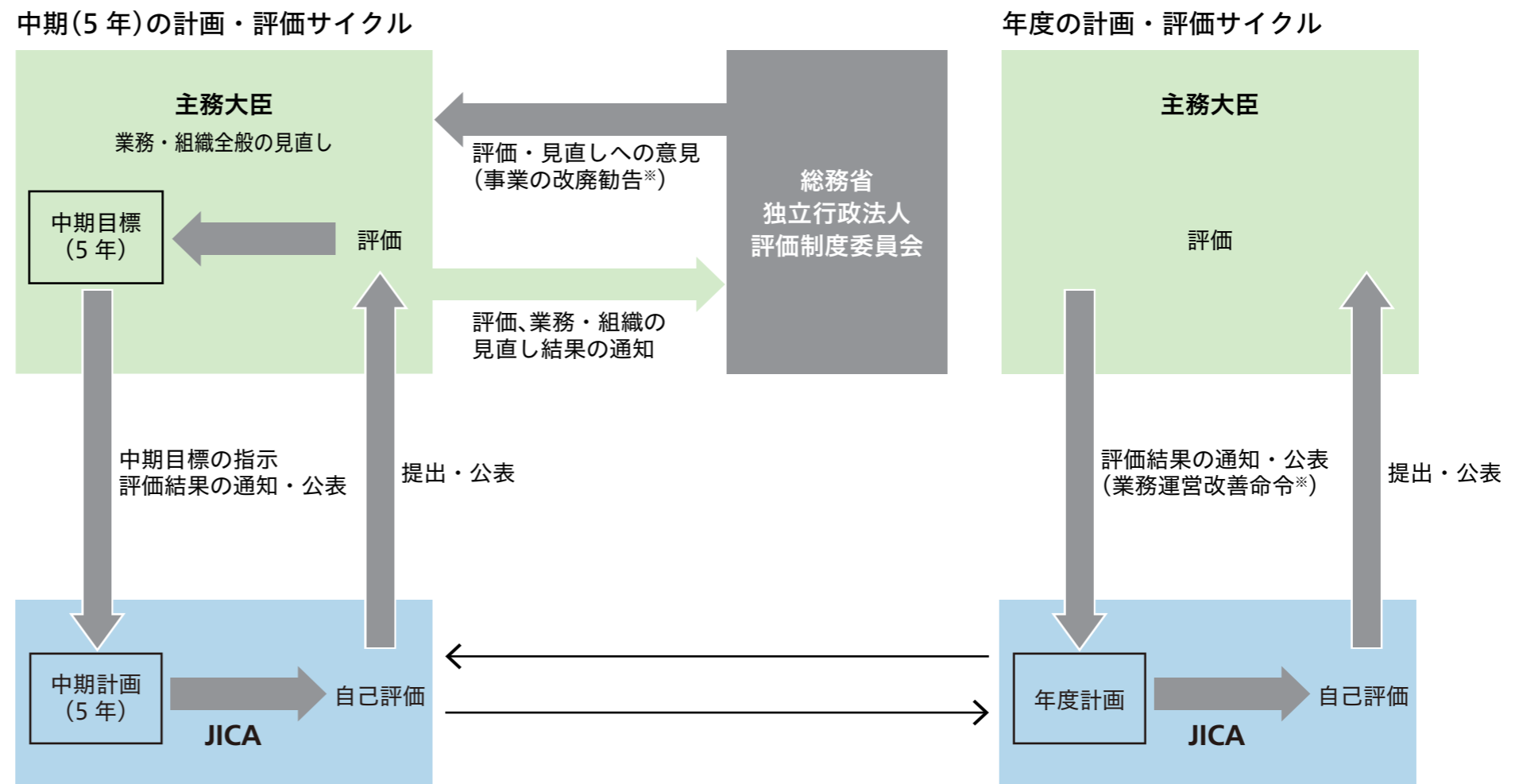
組織体制については、気候変動対策を含むサステナビリティを包括的に推進するべく、2022年11月に、理事長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、「JICAサステナビリティ方針」の策定を含む、サステナビリティに関する重要課題の審議や体制強化を行っています。また2023年4月には、新たに

「サステナビリティ推進室」を設置しました[→ P.9を参照ください]。加えて、10月にはChief Sustainability Officer (CSO)の任務を担う上級審議役を配置しており、サステナビリティに係る組織横断的な取り組みの推進や、対外発信の強化等を図っています。

JICAは、協力事業が自然環境や社会環境に与

える影響を抑え、持続可能な開発が行われるようガイドラインを定め、審査部が運用を担当しています。異議申立に関しては、「環境社会配慮ガイドライン異議申立事務局」を設置しており、申立てられた異議の内容は、事業担当部から独立した「異議申立審査役」によって審査されます[→ P.12を参照ください]。

▶ JICAの業務運営と業績評価の枠組み



※主務大臣評価の結果、事業の改廃勧告や業務運営改善命令がなされることがあります。

戦略

JICAとして目指すもの

国際社会において、気候変動への対応は喫緊の課題という認識が一層高まっており、なかでも開発途上国では、気象関連災害の頻発・激甚化、異常気象による食料難や水不足の発生、海面上昇や干ばつによる気候難民の増加等、多大な影響が発生しています。気候変動には、ティッピング・ポイント(ある一定の閾値を超えると不可逆的な影響が一気に進行する転換点)があると言われており、これを超えないためには、世界の平均気温上昇を、産業革命以前に比べて1.5℃までに抑える必要があるとされています。この「1.5℃」の温度目標^{※1}を達成するためには、先進国及び開発途上国の協力、努力が必要であり、2050年に向けて温室効果ガス(以下、「GHG」)排出量のネットゼロ^{※2}目標を表明する国・地域が増えてきています。

そのような中、日本政府は2020年に、「2050年までにカーボンニュートラルを目指す」ことを宣言しました。また、2023年に改定された開発協力大綱では、「我が国の開発協力をパリ協定の目標に整合させる」という方針が掲げられています。これらを踏まえJICAは、2023年10月に「JICAサステナビリティ方針」を策定し、新たに「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施すること」及び「2030年までに組織のカーボンニュートラル達成」^{※3}をそれぞれ目指すことを打ち出しました。GHG排出量ネットゼロに向け、移行計画の準備に着手し、その中でもJICA組織内で使用する電力については、

2030年までに再生可能エネルギー100%とすることを目指します。

気候関連のリスク

気候変動に関するリスクには、気候の変化によって以前よりも頻発・激甚化する暴風雨、洪水氾濫、土砂災害、水不足・干ばつや、海面上昇等の物理的な影響に伴うリスク(物理リスク)

事業及び組織への影響

JICAはTask Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) 枠組みも参考に、JICAの事業や組織に影響しうる気候リスクを特定し、事例について、以下の通り整理しました。本整理に基づき、リスクの特定や回避・低減措置の検討を行っていきます。

リスク分類	想定される主なリスクの事例
物理リスクが開発途上国の開発に与える影響	● 事業の開発効果の低減
移行リスクが事業及び組織に与える影響	● 関連法令違反・訴訟等 ● 炭素関連税制および炭素排出量報告義務化・強化への不十分な対応 ● 排出権取引および規制強化への不十分な対応 ● パリ協定や生物多様性条約等と整合しない技術の選択 ● 既存技術の有用性の低下、新規技術の未定着 ● 原材料の価格高騰・入手困難(支援の継続・展開困難) ● 組織に対する信頼の低下
物理リスク・移行リスクが金融・財務面等に与える影響	● 資金調達の高コスト化 ● 有償資金協力勘定における金融リスクの増大
物理リスクが上記以外の事業・組織運営に与える影響	● 保有する施設の損害 ● JICA関係者の感染症等の増加

と、気候変動対策関連の規制強化や低炭素社会への移行に際して生じるリスク(移行リスク)の2つがあります。JICAは、気候変動が事業及び組織へ与える影響について、管理すべき気候リスクを整理し、特定しています。今後、内外環境の変化に応じてリスク分類の見直しを行い、気候リスクをモニタリングするとともに、管理体制を強化していく予定です。

気候関連の機会

JICAは、気候変動への対応を喫緊の課題であると認識するとともに、これらの事象を新たな価値創造の機会へと転換し、持続可能な世界の実現に向けて貢献することを目指しています。

こうした考えのもと、JICAは気候に関連する機会の特定に着手しています。

事業を通じて開発途上国の環境・社会課題に取り組んでいるJICAは、多くの機会を見出すことができると考えています。例えば、事業における機会として、開発途上国における気候変動への適応、カーボンニュートラル社会への移行(トランジション)支援ニーズが増大することにより、気候変動対策に係る政策の策定支援や再生可能エネルギー・省エネルギーに関する質の高いインフラ等の事業機会が拡大しています。また、全世界的に気候変動への関心が向上している機会をとらえ、様々なセクターにおける気候変動対応の主流化等を通じ、開発課題の解決に向けた国内外の様々なステークホルダーとの共創を促進する、といった貢献が期待できます。

今後、国際開示基準も踏まえつつ、気候に関連する機会をより深く分析・検討し、戦略策定を進めていく予定です。

※1 パリ協定にて合意された、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求するという目標。

※2 人為的に大気中に排出されるGHGと大気中から除去されるGHGが同量で、バランスが取れている状況。

※3 対象はScope1及び2(本部・国内拠点のみ、在外拠点は段階的に検討)

リスク管理

中期計画などの組織の目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたり、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、リスクへの対応体制を確保のうえ、事業の確実な実施を目的とした、リスクの特定・評価と対応を行っています。

各部署では、毎年度自部署の業務に関わるリスクを特定し、組織や業務への影響を評価のうえ、当該リスクの低減に取り組んでいます。内部統制担当理事を委員長として開催する「リスク管理委員会」において、リスクの評価とリスクへの対応に必要な事項を確認・検討することによって、組織的な対応を強化しています。

気候に関連するリスクについては、今後重要なリスクの1つとして、上記のリスク管理の枠組みに組み込むかたちで、組織全体での対応と管理を強化していきます。また、有償資金協力業務に伴う金融リスクについては、金融リスク管理担当理事を委員長とする「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、重要事項を審議しています。同委員会では、今後、気候変動の影響を踏まえたシナリオ分析によるリスク把握を行っています。

JICAは、事業における気候リスク(ハザード、暴露、脆弱性)の特定・評価を行い、案件形成段階で対応策を検討しています。具体的には、「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)」を活用し、気候リスクの評価を行い、気候変動対策に資する活動を組み込む可能性について検討を行っています。加えて、環境社会配慮のプロセスを通じてリスクを特定・解決できるよう、ガイドラインの遵守を徹底しています[→ P.12を参照ください]。

指標と目標

日本政府は、2021年6月のG7コーンウォール・サミットにて、「①2021年から2025年までの5年間において、官民合わせて6.5兆円相当の気候変動に関する支援を実施すること」及び「②気候変動の影響に脆弱な国に対する、適応分野の支援を強化していくこと」を表明しました。また、同年11月のCOP26(国連気候変動枠組条約締約国会議第26回締約国会合)世界リーダーズサミットにおいて、岸田総理より、「新たに今後5年間で最大100億ドルの追加支援を行う用意」があり、加えて、「適応分野での支援を倍増し、今後5年間で官民合わせて約148億ドルの適応支援を実施していく」旨を表明しました。この背景には、国際社会が、先進国全体で2025年までに公的資金や公的支援による民間資金動員により、官民合わせて年間1,000億ドルを開発途上国の気候変動対策支援に動員する目標を掲げていることがあり、地球規模課題である気候変動対策に各国や官民の協力の上、対応を進めていくことが急務です。

このような日本政府のコミットメントを踏まえ、JICAは2021年に、気候変動分野の「JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を策定しました。各種開発課題と気候変動の対策を両立させた取り組みにより、気候変動枠組条約・パリ協定における国際目標の達成と、持続可能で強靱な社会の構築の実現に貢献することを目標としています。

事業実施に向けた目標

1. 気候変動に関する毎年1兆円程度^{※1※2}の貢献
2. 2030年までに適応策への貢献を倍増^{※3}
3. 2030年までにGHG排出削減量を400万吨/年へ^{※4}

JICAグローバル・アジェンダ「気候変動」

1 「パリ協定の実施促進」クラスター

多くの開発途上国では、経済成長と人口増加によりGHG排出量が増加傾向にあり、また気候変動による影響が顕著に表れるようになってきています。しかし、パリ協定に規定された排出削減や気候変動適応能力の強化を自国だけで行うには資金や能力が十分ではありません。そこで、各種計画の策定や実施、モニタリングなどに必要な技術の向上や、緩和策・適応策などの気候変動問題に取り組む対応能力の強化に協力することで、開発途上国の気候変動対策を促進しています。また、カーボンニュートラルに向けて、各国における気候変動対策に関連した組織・人材・目標を考慮したうえで、GHG排出・吸収の規模や状況に応じた協力を実施しています。2022年度においては、支援国は6カ国、約7,000人の人材育成を行いました(2021年度からの累計)。

2 「コベネフィット型気候変動対策」クラスター

開発途上国で気候変動対策を推進するには、GHGの排出を抑えつつ、気候変動に対して強靱で持続可能な発展を目指し、相乗的な効果を狙う「コベネフィット型」のアプローチが重要です。JICAは、GHGの排出削減・吸収増進に取り組む「緩和策」と、予測される気候変動による被害の回避・軽減を図る「適応策」の両方を取り入れつつ、開発課題の解決に取り組んでいます。あらゆる開発事業に気候変動対策を組み込むことで、カーボンニュートラルの達成や、気候変動に強靱な社会の構築を目指します。

2023年10月に公表した「JICAサステナビリティ方針」に掲げたとおり、**JICAは全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指しています**。2022年においては、気候変動分野の協力実績(金額ベース)は1兆円を超え、GHG排出削減量は約300万トン/年を達成しています。

一方で、2022年の協力実績のうち7割以上を運輸交通分野等による緩和策が占めていることから、開発途上国にとって急務である適応策への支援拡大が引き続き重要です。特に、円借款での案件形成を強化するとともに、従来から緩和策よりも適応策が多い技術協力、無償資金協力の案件形成(防災、水資源、農業等)を一層推進していきます。

さらに、この適応策と緩和策を柱とする「コベネフィット型気候変動対策」を推進することにより、気候変動の影響リスクを抑制するとともに、自然環境や生物多様性などへの最大限の配慮を追求し、持続可能な開発とのシナジーの最大化と潜在的なトレードオフの最小化を図る付加価値の高い案件を実施していきます。

※1 資金協力はコミットメントベース、技術協力は支出ベースによるもの。

※2 現時点での気候変動対策事業の分類基準に基づくものであり、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)における基準見直し等によっては今後変更される可能性があります。

※3 ベースラインは2019年。

※4 当該暦年に新たに協力を行う事業の完成後に期待される年毎の削減量の合計。

2022年における気候変動対策分野の協力実績

気候変動対策分野におけるJICAの協力総額^{※1}

1兆539億円

緩和策 (脱炭素社会に向けた協力等)	8,739億円
適応策 (気候変動に強じんな社会づくりへの協力等)	1,032億円
緩和策・適応策横断型 (緩和・適応を両方含む包括的な協力)	768億円

2022年におけるGHG排出削減量^{※2}

約300万トン/年

主な事例

インド タミル・ナド州気候変動対策生物多様性保全・緑化事業 (円借款)

約24.3万トン/年

[タミル・ナド州気候変動対策生物多様性保全・緑化事業 | ODA見える化サイト \(jica.go.jp\)](http://jica.go.jp)

エジプト カイロ地下鉄四号線第一期整備事業 (円借款)

約7.6万トン/年^{※3}

[カイロ地下鉄四号線第一期整備事業 \(II\) | ODA見える化サイト \(jica.go.jp\)](http://jica.go.jp)

GREEN CLIMATE FUND GCF 受託

緑の気候基金 (GCF) は、2010年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議 (COP16) で設立が決定された開発途上国の気候変動対策を資金面で支援する多国間基金です。JICAは2017年7月に日本の機関としては初めてGCFの認証機関として認定され、GCFから資金を受託し、東ティモールとモルディブでの支援を進めています。

東ティモールの森林地帯コミュニティ支援

◆ 承認時期: 2021年3月

東ティモールの重要流域の村落において、JICAの支援により開発された森林管理のモデルを活用し、同国の4流域74村落において森林の減少抑制及び再生を行います。また、自然資本に依存して生活する約48,000人の住民に対し、持続可能で気候変動の負の影響に対応できる農業やアグロフォレストリーなどを提案し、生活向上を図ります。本事業により、20年間で440万トンの温室効果ガス削減が期待されます。

モルディブでの気候変動に強靱で安全な島づくり支援

◆ 承認時期: 2021年7月

モルディブにおいて気候変動の影響を踏まえた海岸保全と沿岸災害に対する強靱性・安全性の向上を目指し、総合沿岸域管理計画を策定するほか、あわせて約9,000人が住む5つの島において、地域主導型の総合沿岸域管理計画の構築や海岸保全・防護のための対策を行います。

また、災害時の情報伝達システムの構築や、気候変動の影響を観測し、適応策の計画・実施に向けた、波浪やサンゴ礁及び土地利用の長期的モニタリング体制の整備を通じて関係機関職員等の能力強化を図ります。



苗木生産研修を受ける住民(東ティモール)



対策が行われる5島のひとつマーメンドゥー島の海岸(モルディブ)

※1 協力実績は、技術協力は対象年における支出額(四捨五入)を示し、有償資金協力、無償資金協力は承諾額を示す。海外投融資による政府開発援助以外の政府資金(OOF: Other Official Flow)を含む。

※2 当該暦年に新たに協力を行う事業の完成後に期待される年毎の削減量の合計。

※3 カイロ地下鉄四号線第一期整備事業(II)の承諾に際し、同事業全体分を概算。

事例 1 : ラオス

緩和策	案件名: モンスーン風力発電事業
	海外投融資
	融資契約締結: 2023年2月

ラオスでは、電源開発が外貨獲得のための大きな柱として位置付けられています。同国発電設備容量 6,917MW (2020 年) のうち、約 40%、2,800MW 程度がタイ、ベトナム、カンボジアなどへの輸出用として開発されており、歳入^{*}のうち 6% 程度が売電事業によるものです。

現在、ラオス政府は、電源多様化および風力・太陽光発電の拡大による GHG 排出削減を推進していく方向性を示しており、2025 年までに電源構成における再生可能エネルギー比率を 5% まで引き上げ、2020 年から 2030 年までの 10 年間で年間平均 10 万トンの GHG 削減を目指すとしています。

JICA は、ラオスで初めてとなる独立発電事業者 (IPP: Independent Power Producer) による 600MW の風力発電設備の建設・運営を支援しています。本事業は、ラオスでの再生可能エネルギー発電による電力供給の増加を図り、さらに、電源構成比における再生可能エネルギーの比率を増加させることによって、売電先であるベトナムの GHG 排出量の削減に寄与し、東南アジアのエナジートランジションに貢献するものです。加えて、ベトナムの電力需給ひっ迫解消及び再エネ電力の活用という気候変動対策にも資することも期待されています。



建設が進む風力発電設備

また、本事業は、ラオスにおける JICA の初めてのプロジェクトファイナンス方式による海外投融資の案件でもあります。スポンサー企業はタイ企業の Impact Electrons Siam Limited、BCPG Public Company Limited、STP&I Public Company Limited、シンガポール企業 ACEN CORPORATION、三菱商事、ラオス企業 SMP Consultation で、本事業はアジア開発銀行 (ADB)、タイ輸出入銀行 (Thai EXIM)、三井住友銀行 (SMBC) 等との協調融資により実施されます。

※ グラント除く

ニュースリリース:
https://www.jica.go.jp/information/press/2023/20230410_30.html

事例 2：フィリピン

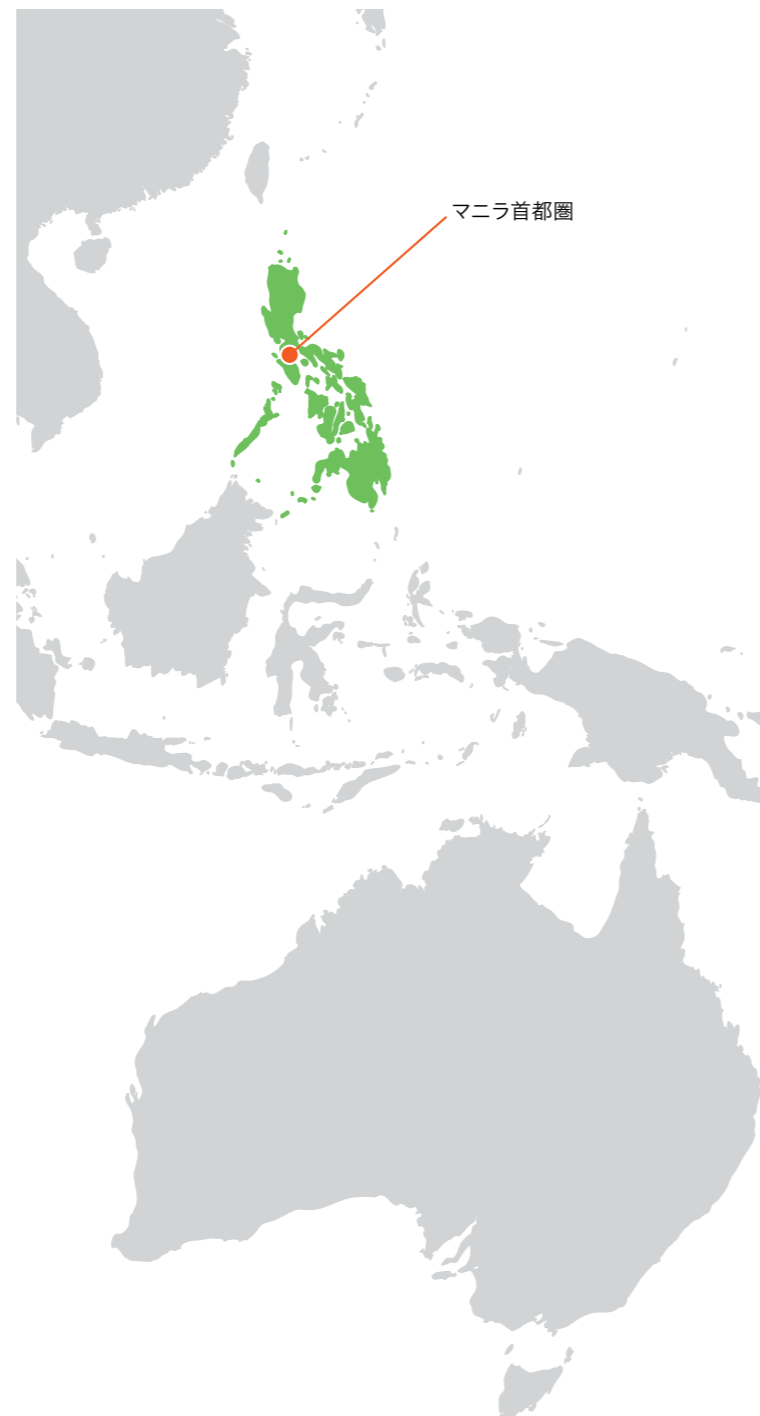
適応策	案件名:パッシング・マリキナ川河川改修事業(フェーズIV)
	円借款
	借款金額:379.05億円
	借款契約締結:2019年1月

マニラの洪水リスク軽減に向けた防災協力

フィリピン・マニラ首都圏で毎年のように発生する洪水は、経済社会活動に長らく深刻な影響を与えてきました。その中で、JICAの協力が水害に強靱な首都の実現に向け着実に効果を上げています。

JICAは、1973年に円借款「マニラ地区洪水制御・排水事業」を実施して以降、半世紀に亘りマニラ首都圏に対する治水・防災協力を行っています。洪水対策の礎となるマンガハン放水路を建設した円借款や、治水マスタープランの作成を支援した技術協力、洪水調整や警報システムを改善した無償資金協力等、様々な協力を有機的に組み合わせ、首都圏の治水インフラを整備してきました。

効果の一例として、2020年11月、統計学的に50年に一度の雨を上回る雨量をマニラ首都圏にもたらした台風ユリシーズがあります。この豪雨に際してシミュレーションを行った結果、JICA事業の効果によって、被災人数の約97%、被害額の約85%を軽減できたと試算されています。現在では、下流への洪水流量を制御するマリキナ^{せき}堰の建設や、河川改修等を行う円借款「パッシング・マリキナ川河川改修事業(フェーズIV)」を実施中です。

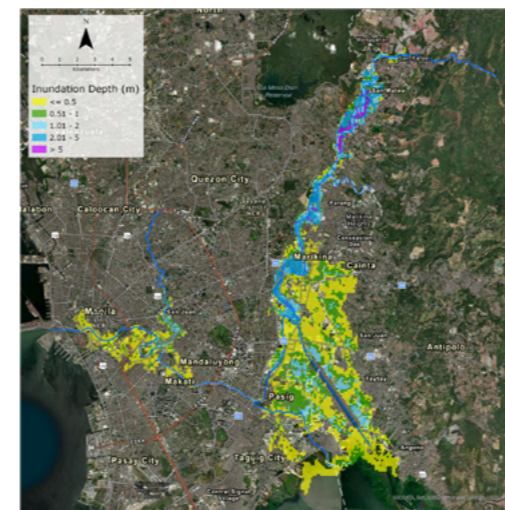


日本は過去に数々の自然災害を経験し、その度に、同じ被害を繰り返さないという信念の下、自然災害に対峙しながら経済成長を実現してきました。この経験を基に、日本が議論を牽引した国際的防災指針「仙台防災枠組 2015-2030」が策定されています。この枠組みを通して、災害リスクの事前把握とその軽減に取り組む「事前防災投資」など、日本が従来から重視してきた考え方が国際的に広く認知されるようになりました。

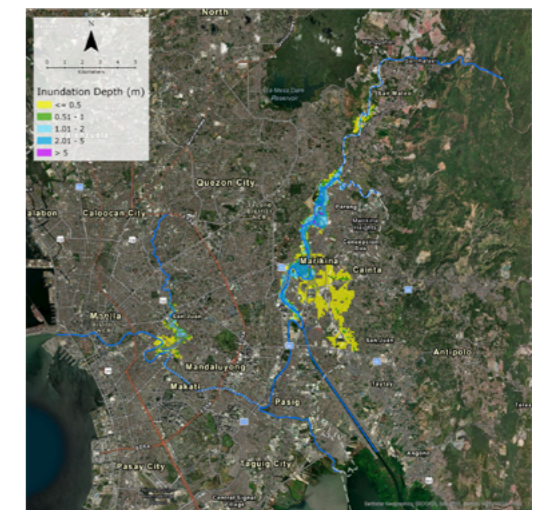
台風ユリシーズに対する防災効果の事例は、日本の長年の協力による「事前防災投資」の成果が発現したものです。気候変動への適応策にも資するこの考えは、近年、フィリピン政府内でも定着し、事前防災投資としての洪水対策の国家予算が急激に増加しています。JICAは、事前防災投資の促進による開発途上国の持続的な発展に向け、各国で協力を継続していきます。

2020年台風ユリシーズに対する防災効果シミュレーション

解析:CTI Engineering International Co., Ltd.
地図:@OpenStreetMap contributors/CC BY-SA



事業なしの場合の想定浸水域
想定被害額 **13億ドル**
想定被災人数 **100万人**



事業効果を踏まえた想定浸水域
推計被害額 **2億ドル**
推計被災人数 **3万人**



マリキナ川(写真奥)/ロサリオ^{せき}堰(写真中央)/マンガハン放水路(写真手前)



パッシング・マリキナ川河川改修事業(フェーズII)(円借款)で整備された河川堤防



「パッシング洪水予警報システム事業」(円借款)で整備されたロサリオ中央制御ステーション。ロサリオ^{せき}堰の開閉を判断することで河川水量を適切にコントロールし、併せて放水開始を付近にアラートする。

パッシング・マリキナ川河川改修事業(フェーズIV):
<https://www.jica.go.jp/oda/project/PH-P271/index.html>

事例 3：サモア

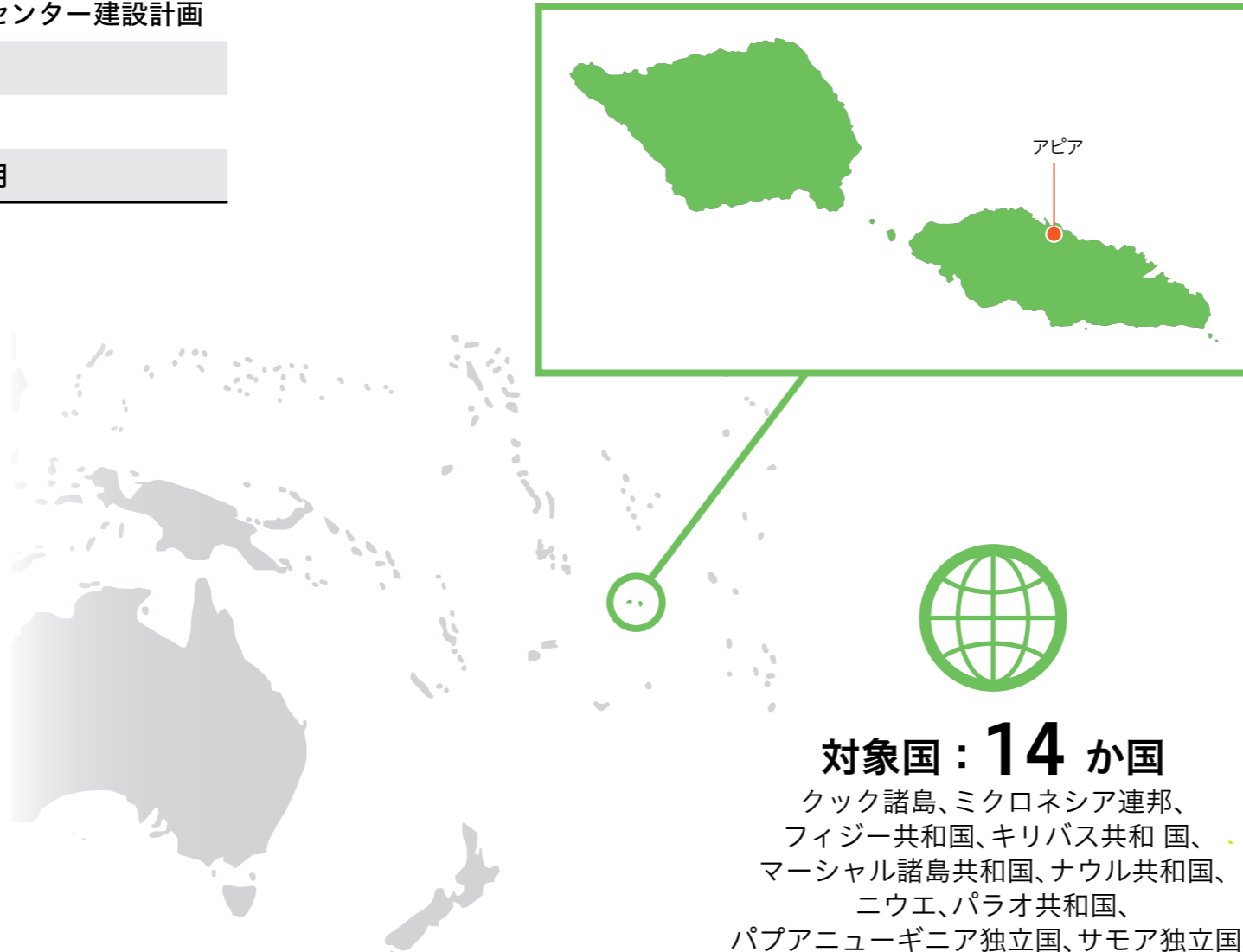
適応策	案件名：太平洋気候変動センター建設計画
	無償資金協力
	供与額：9.62億円
	贈与契約締結：2017年2月

大洋州地域における気候変動に対する強靱性向上

大洋州地域の島嶼国は、気候変動に伴う海面上昇・自然災害等の被害を受けやすく、今後、気候変動に起因する災害の甚大化・頻発化が懸念されています。しかし、これらの国々は災害に対する準備や対応能力が十分ではなく、気候変動の影響に対する社会全体の強靱性を高めるために、気候変動課題に取り組む人材を育成する必要があります。加えて、各国の人口、財政の規模が小さく、効率的にリソース・資金を活用するため、国単位の対応だけでなく地域内で連携した対策をとることが重要です。

これらの課題に対応するため、2019年、日本の無償資金協力により、「太平洋気候変動センター（PCCC）」がサモアに建設されました。PCCCは、大洋州地域島嶼国の気候変動分野における能力強化を行う拠点としての役割が期待され、その運営は、首都アピアを本部とする国際機関「太平洋地域環境計画事務局」が担います。

同事務局による各国に対する能力強化のための研修に加え、JICAもPCCCを起点とした人材育成に協力しています。2019年から4年間で、技術協力として「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」を実施し、研修等を通じて、気候科学、食料、



対象国：14 か国

クック諸島、ミクロネシア連邦、
フィジー共和国、キリバス共和国、
マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、
ニウエ、パラオ共和国、
パプアニューギニア独立国、サモア独立国、
ソロモン諸島、トンガ王国、ツバル、
バヌアツ共和国



研修修了者数：369人



太平洋気候変動センター(PCCC)



研修でのグループワークの様子

ジェンダー、自然・生態系、水資源、医療保健、防災、観光等の分野を含む、気候変動への適応策や緩和策、気候ファイナンスへのアクセス向上に係る能力強化を行いました。

更に、2024年より新たな技術協力プロジェクトを開始し、気候変動をめぐる環境の変化に対応した革新的な気候変動解決策の検討や実施促進、PCCCの更なる能力強化を行う予定です。JICAは引き続き、大洋州地域の気候変動に対する強靱性の向上に、より一層貢献していきます。

太平洋気候変動センター建設計画：
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1660290/index.html>
気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト：
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1700343/index.html>

生物多様性への取り組み

次世代へ豊かな自然の恵みを引き継ぐ

人々の生活、経済、社会は、豊かな自然環境から様々な恩恵を享受することで成り立ってきました。様々な生態系サービス[※]を提供する健全な自然環境は、人類の生存と良質な生活に欠かせません。しかし、現在、人間活動の急激な増大が、大規模かつ急激な自然環境の劣化を引き起こしています。これによって、気候変動をはじめ、砂漠化や生物多様性の損失等の現象が顕在化し、我々の生活にも様々な影響を及ぼしています。

今後も更なる人口の増加や天然資源・エネルギー等の需要増が見込まれる中、自然環境の劣化はますます深刻になり、地球環境が本来持つ回復能力の限界を超え、人々の生活に影響する不可逆的な変化が起こる可能性が指摘されています。そのため、持続的な発展のためには、その回復能力を維持するとともに、自然環境の劣化進行を防ぎ回復することが急務となっています。

自然環境の劣化は、食料や水といった資源の枯渇・汚染、生産基盤の損失、自然災害の発生等を引き起こします。特に開発途上国においては、経済・社会構造が自然環境に強く依存しているためにその変化に対して脆弱な地域も多く、自然環境の劣化が人命や安定した生活など人間の安全保障を脅かします。

自然を守ること、そしてその自然の恩恵を活かすこと (Nature-based Solutions) は、途上国の課題の解決と地球規模の課題 (気候変動対策、生物多様性保全等) の解決の双方に貢献するものです。

次世代へ豊かな自然の恵みを引き継ぎ、日本も含め、世界中の国々の持続的発展に貢献するためにも、JICA は開発協力大綱に沿って、自然環境保全の取り組み強化や生物多様性の主流化を推進していきます。

自然と共生する社会を目指して

JICA グローバル・アジェンダ (JGA) 「自然環境保全」では、右の図の通り共通する4つの取り組みを特定し、2030年までに途上国の約50の機関の体制の強化と、約1万2千人の人材育成に貢献することを目標に掲げ、自然環境保全の協力を進めています。2022年度は、41か国を対象に約1,300名の行政官等の育成に取り組み、54箇所の保護地域あるいはそのバッファゾーン周辺地域における保全の取り組み強化に協力しました。また、その他にも、自然環境への負の影響を抑える環境管理 (廃棄物管理、汚水管理等) の取り組みや、水産資源管理、エコツーリズム、統合水資源管理など、様々な国・地域で自然と共生する社会を目指した取り組みを進めています。

共通する4つの取り組み

科学的情報基盤の整備

守るべき自然の価値や、現状を科学的に把握し、政策に適切に反映させることが必要です。このため、衛星画像やドローン等の技術も活用し、信頼性の高い情報の収集や、違法伐採の監視・森林火災の早期検知などの自然環境のモニタリングが行える体制を構築します。

政策・計画

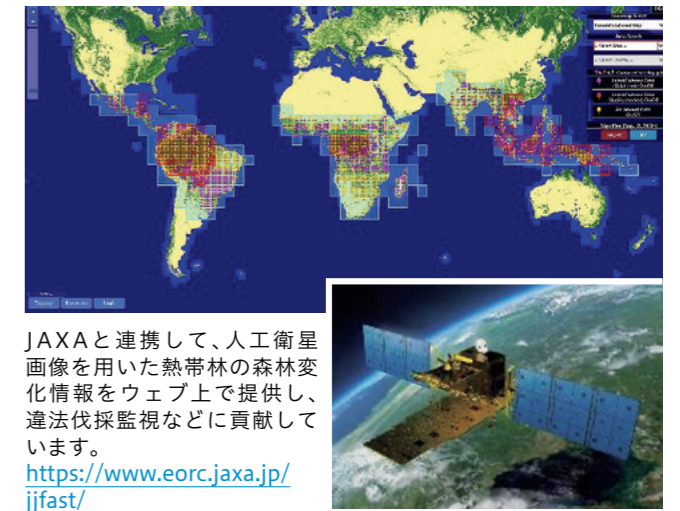
持続可能な社会の実現のためには、自然環境保全と経済開発との両立が必要です。このために、信頼性の高い科学的情報を用いて、関連するセクターと連携・協調しつつ、自然環境保全を推進する政策・計画策定の能力を向上させます。政策・計画は、地域での実証を踏まえ、より適切なものへの改定を支援します。

地域の現状を踏まえた 実証・モデル化

地域住民と協働し、自然資源管理に取り組みます。その結果を政策に反映し、モデル化します。その際には、地域住民の持つ伝統的な知見も生かし、アグロフォレストリーやエコツーリズムなど、代替生計手段の創出を図ることで、事業効果の向上と持続化を目指します。

リソースの確保・ スケールアップ

途上国においては、自然環境保全のための財政・体制が不足しがちです。事業の継続やモデル化した事業の全国展開のために、緑の気候基金 (GCF) などの国際的な資金の確保や地域協力、他ドナー・民間企業・NGOなどのパートナーとの連携を進めます。



JAXAと連携して、人工衛星画像を用いた熱帯林の森林変化情報をウェブ上で提供し、違法伐採監視などに貢献しています。
<https://www.eorc.jaxa.jp/jjfast/>

©JAXA

※ 生態系サービスは、①食料や水等の供給サービス、②気候調節や水源涵養、自然災害の低減などの調整サービス、③レクリエーションや信仰対象としての文化的サービス、④野生生物の生息地や土壌等の生態系の基礎を形成する基盤サービスの4つに大別される (国連の呼びかけにより実施された「ミレニアム生態系評価」(2001-2005)による分類)。

また、取り組みにあたっては以下の2つの側面を重視しています。

1 自然を守る
～自然環境の保全・回復～

自然環境の著しい減少・劣化が進む中、生態学的に貴重・重要な生態系を保全し、劣化した生態系を回復させることは重要です。特に、保護区等の管理体制強化を通じて経済活動の介入を制限し、影響を和らげるアプローチが重要であり、環境ガバナンス強化に重点を置きます [→ P.25 を参照ください]。

2 自然の恩恵を活かす
～Nature-based Solutions～

近年、自然がもたらす生態系サービスを様々な社会課題(水資源の保全、防災、気候変動対策、コミュニティの生計改善など)の解決策として活用する、Nature-based Solutionsの重要性が改めて認識されつつあります。JICAは、このような自然に根差した解決策の活用も推進しています [→ P.24 を参照ください]。今後一層Nature-based Solutionsの主流化を図り、様々な分野における課題解決の方策として自然を活用することで、「社会課題の解決×生物多様性×気候変動の正のインパクト創出」を目指します。

**コラム① 日本の経験・知見を活かした
自然環境保全の取り組み**

江戸時代の中期頃、日本では木材の過剰利用等から森林率が半分程度にまで落ち込み、自然災害が頻発していました。しかし、江戸後期以降の関連制度制定や技術進歩によって、現在では約7割まで森林率を回復させています。また、日本は人口密度が高く国土も限られる中、約400の自然公園を指定する等、優れた自然環境の保全が実践されています。JICAは、経済発展と自然環境の保全を両立させてきた日本の経験を活かしつつ、人工衛星技術等の最新技術も織り交ぜながら、開発途上国における自然環境保全に取り組んでいます。



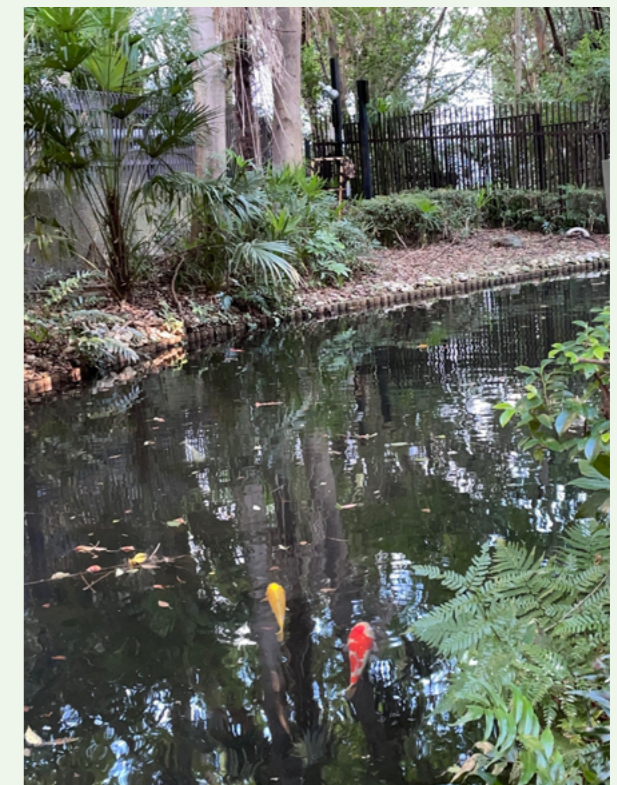
歌川広重「東海道五拾三次之内 箱根 湖水図」の浮世絵。江戸期の浮世絵は、当時の植生を反映していると言われ、山に樹木は少なく、禿山か、まばらな松の植生で描かれることが多い。

コラム② 地域に開かれた森と湧水(JICA東京による地域の自然保全)

1985年、東京都渋谷区に設置されたJICA東京敷地内には、渋谷川水系に繋がる宇田川の水源や池、それらを取り巻くランドスケープがあります。JICA東京では、地域の方々との約束のもと、これらの水源や豊かな緑、生き物、桜並木といった敷地内の自然を守りながら、一般の方々にもこの自然に触れていただけるよう、中庭を含む敷地の一部を開放しています。この小さくも豊かな自然を守ることを通じて、JICA東京が、この自然を愛する地域の方々との国際協力を結ぶ場となることを願っています。



JICA東京の緑豊かな中庭と建屋前の桜並木



(参考)

[【所長のつぶやき】Ver.5 ～世界と日本を結ぶ港～ | 2022年度 | トピックス | JICA東京 - JICA Global Agenda自然環境保全natural_env_text.pdf \(jica.go.jp\)](#)

事例 1：インド

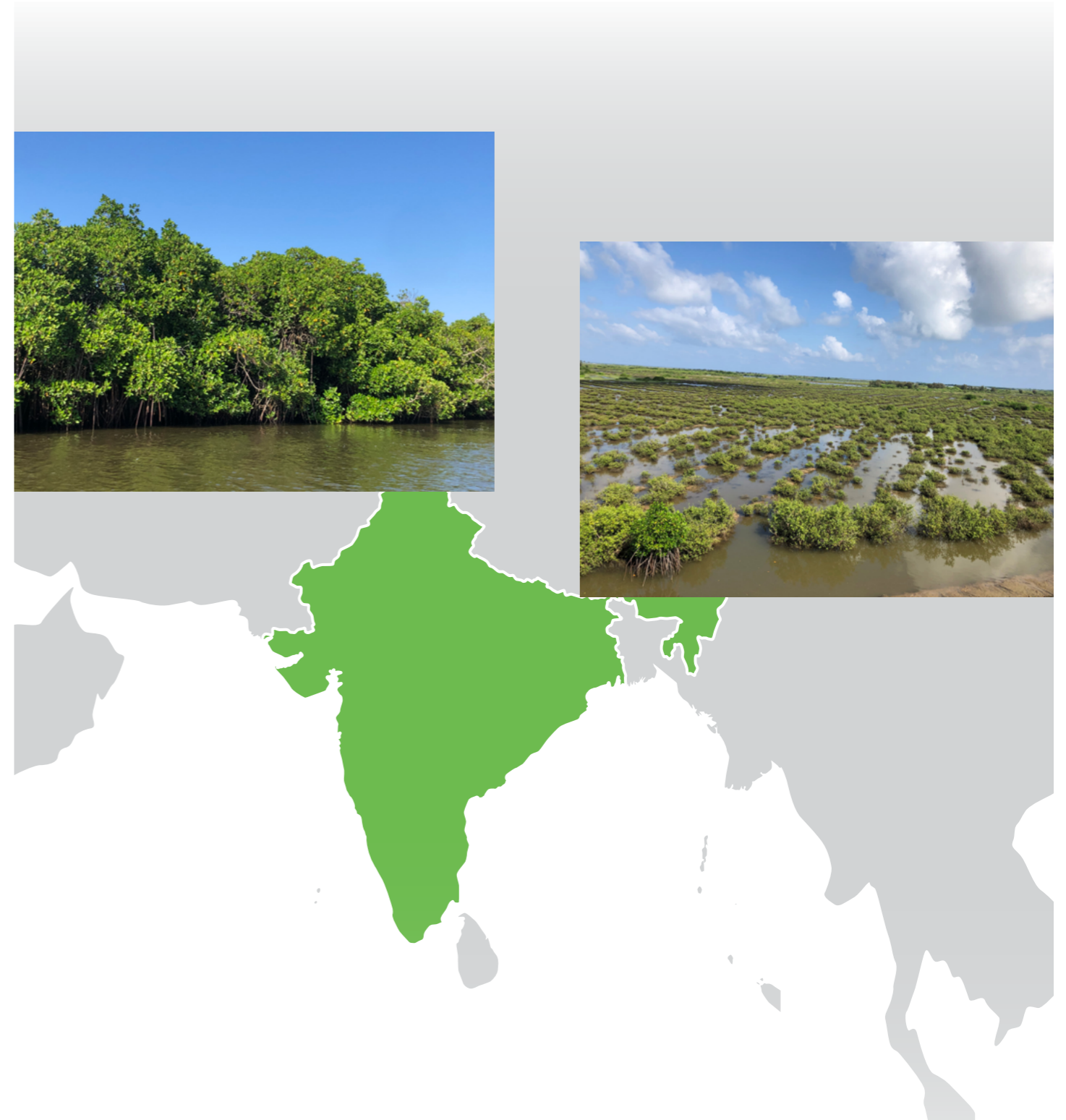
生物多様性 緩和策 適応策	案件名:タミル・ナド州気候変動対策生物多様性保全・緑化事業
	円借款
	借款金額:105.35億円
	借款契約締結:2022年3月

インドのタミル・ナド州は、全国の海岸線総延長の14.3%にあたる1,076キロメートルに及ぶ海岸線や、世界で36か所のみ選定されている生物多様性ホットスポット*の一つを有し、豊かで多様な生態系が存在しています。しかし、森林資源への過剰負荷や外来植物の拡散等の影響により、同州の生態系の劣化が進行しています。現在、500種以上の動植物が絶滅の危機に瀕しているほか、サンゴ礁の白化や藻場の減少、マングローブ林の被覆面積の減少等が確認されています。

また、インドは国土の8割程度がサイクロン等の自然災害に対する脆弱性が高い状態にあるとされ、気候変動の進行による災害の激甚化が懸念されています。タミル・ナド州においても、地すべりや干ばつ、熱波の発生、高潮や洪水により、ここ数年は年間5,000世帯以上が被害を受けています。

豊かな自然を守ることは、生物多様性を保全するのみならず、防災・減災効果を高め、人々の生活を自然災害から守ることに繋がります。

タミル・ナド州の生態系を改善し、気候変動による災害の甚大化を防ぐべく、JICAは、「生態系インフラ」として沿岸地域にマングローブの造成やサンゴ礁・藻場の修復等を行い、高潮や洪水等の防災・減災を図る円借款事業を支援しています。本事業では、生物多様性保全および適応策への貢献に加えて、植林活動やサンゴ礁・藻場の修復等を通じた年間約243千トンのCO₂排出量削減を見込んでおり、緩和策にも寄与することが期待されています。



タミル・ナド州気候変動対策生物多様性保全・緑化事業：
<https://www.jica.go.jp/oda/project/ID-P301/index.html>

【免責条項】免責：本地図上の表記は図示目的であり、いずれの国及び地域における、法的地位、国境線及びその画定、並びに地理上の名称についても、JICAの見解を示すものではありません。Disclaimer: This map is only for illustrative purposes and does not imply any opinion of JICA on the legal status of any country or territory, the border line of any country or territory or its demarcation, or the geographic names
地図出典：<https://www.freemap.jp/item/asia/india.html>

* 生物多様性が高いが、人類による破壊の危機に瀕している地域

事例 2：コンゴ民主共和国

生物多様性 緩和策	案件名：国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト
	技術協力
	協力金額：JICA資金約12億円 CAFI資金約400万ドル
	協力期間：2019年4月～2025年6月

アマゾンと並んで地球の片肺と称されるコンゴ盆地の熱帯雨林。しかし、そのコンゴ盆地の森林の約6割を有する森林大国であるコンゴ民主共和国では、農地開墾や薪炭材用の伐採等の影響により、森林の減少が進行しています。2002年から2022年までの20年間で、日本の国土面積の約17%に相当する約630万haの熱帯原生林が失われ、特に直近2014年～2022年にかけては、年間で約45万haを超える著しい熱帯林の減少が続いています。

コンゴ盆地の森林を守るために、JICAは、「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」を実施しています。本事業では、中部アフリカ森林イニシアティブ (Central Africa Forest Initiative: CAFI) 並びにコンゴ民主共和国国家 REDD + 基金 (National REDD + Fund : FONAREDD) との

協調事業として約4百万ドルを受託し、同資金も活用して、首都キンシャサの隣に位置するクウィル州 (北海道と同程度の面積及び人口) にて、「地域コミュニティの生計改善」、「気候変動緩和策への貢献」、森林保全を通じた「生物多様性保全への貢献」の3側面の強化に取り組んでいます。

持続的な森林管理のためには、森林資源を管理・利用する地域コミュニティの主体性を高め、自然環境保全と持続的な地域開発を両立させることが重要です。本事業では、約250の村落を対象に、森を作りながら農業を行うアグロフォレストリーを行い、地域コミュニティとともに今ある森を守る活動を推進してきました。2019年4月から2023年6月までの約4年間で、目標とする5,000haの約80%に当たる3,960haにてアグロフォレストリーが実施され



アグロフォレストリーサイトを遠景から眺める



保全対象となる森

ました。同時に、約2.5万haの保全対象林が特定され、その保全活動が行われています。本事業は2025年6月まで実施され、事業開始から10年間で約250万t-CO₂の炭素便益^{*}が得られることを見込んでいます。

2022年12月に行われた関係機関合同の中間評価では、地域コミュニティの主体性を尊重したアプローチや、苦情処理メカニズムの確立・

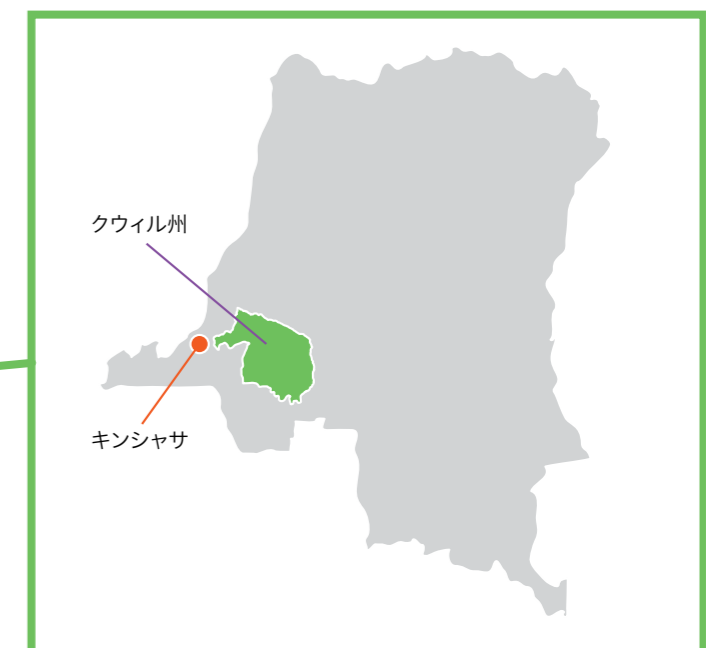
運用といった丁寧なセーフガード対応を中心に、総合的に高い評価を得ました。この結果を踏まえ、本事業へさらに約5百万ドルのCAFI資金追加が決定されています。同資金を活用し、対象地の拡大、アグロフォレストリー面積の増加、ならびに森林保全活動の強化に向けて、更に取り組んでいく予定です。



クウィル州からトラックに山積みで首都キンシャサへ運び出される薪炭



事業開始から10年間で
約**250万t-CO₂**の
炭素便益



※ 炭素排出削減と炭素除去効果の総和

国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト：
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1602285/index.html>

事例 3：中米・カリブ

生物多様性	案件名：SICA地域における生物多様性の統合的管理と保全に関する能力強化プロジェクト
	技術協力
	協力金額：約4.85億円
	協力期間：2019年3月～2024年3月

中米地域特有の課題と国境を越えて広がる生態系の保全

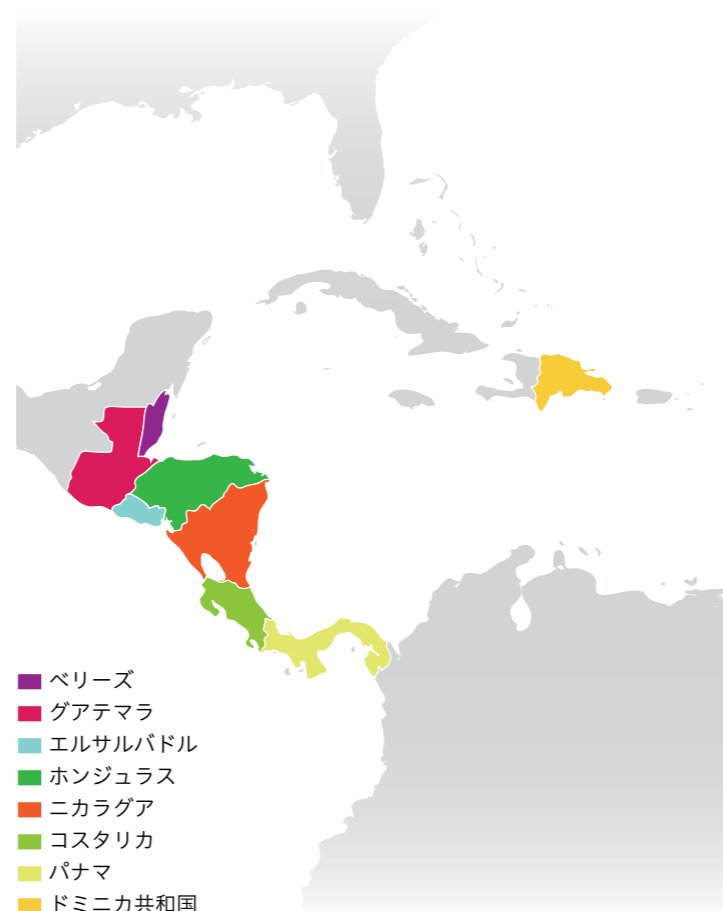
中米地域は、世界的にも生物多様性が豊かな地域として知られています。その一方で、森林被覆面積の減少が中米全7カ国合計で1990年代には3,740 km²、2000年代には2,490 km²と大きく、近年自然生態系が多く失われている地域として、生物多様性ホットスポットに指定されています。この地域は日本の1.4倍ほどの限られた面積※に7つの国が密集していることから、国ごとに土地利用政策が異なり、国境を越えて広がる生態系が分割管理されています。そこで、類似性の高い生態系を共有する複数の国々が連携し、一貫性のある保全を行うことができる体制・能力を強化するために、JICAは2019年より、中米統合機構(SICA)、およびその加盟8か国(ベリーズ、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、ドミニカ共和国)を対象に技術協力を実施しています。

SICAは、中米地域における経済、社会、文化的発展を促進し、地域の平和、自由、民主主義を確立することを目的として設立された、中米・カリブ地域の8か国が加盟する地域機関です。その目標の一つに、「自然を尊重し、自然と調和することによって環境を保全し、地域の自然資源のバランスのとれた利用を保証する」ことが掲げられています。

※約52万 km²

本事業では、各国における自然資源の持続可能な利用に取り組むパイロット活動を通じて、国境を越えて広がる地域における環境ガバナンスの強化に取り組んでいます。これらの成果をもとに、ユネスコによる越境生物圏保護区(Transboundary Biosphere Reserves)の導入

➤ SICA加盟国全域図



など、中米地域全体の生物多様性の保全と持続可能な利用、一貫性のある土地/生態系管理を実施するための政策提言を取りまとめる予定です。この提言は次期 SICA 地域環境戦略(2025-2030)に反映される見込みとなっており、中米地域各国が連携して生物多様性保全に取り組むための大きな一歩となります。

地域の安定化と持続性への貢献

本事業では、SICA と協力することにより、生物多様性という、1国では対応が難しい広域の公共財の保全に対し、関連する国々が連携して

取り組む機会を提供しています。具体的には、各国において、持続可能な地域の自然資源利用を促進するパイロット活動を実施し、その経験や学びを共有するなど、国境を接する複数の国同士が調整・協働しています。このようなプロセスを通じて、国境を越えて広がる地域における環境ガバナンスの強化を支援しています。生物多様性に国境は存在しません。このような取り組みは、環境分野を越えて、間接的に国家間の軋轢や緊張を緩和させ、地域の安定化と持続性に貢献することが期待されています。



エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグアの3国が接するフォンセカ湾のマングローブ林。希少な水鳥の生息地としてラムサール条約にも登録されている。



セルバマヤ(グアテマラ・ベリーズ国境地域)の熱帯林。中南米地域ではアマゾンに次ぐ森林面積を誇る。



ラ・アミスタ(コスタリカ・パナマ国境地域)での養蜂活動支援。蜂は国境を越え採蜜するため、国境を挟んで向かい合う2つの村落が情報共有する。

SICA地域における生物多様性の統合的管理と保全に関する能力強化プロジェクト：
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1701704/index.html>

「信頼で世界をつなぐ」組織であるために

<Message:JICA人事部チーム>

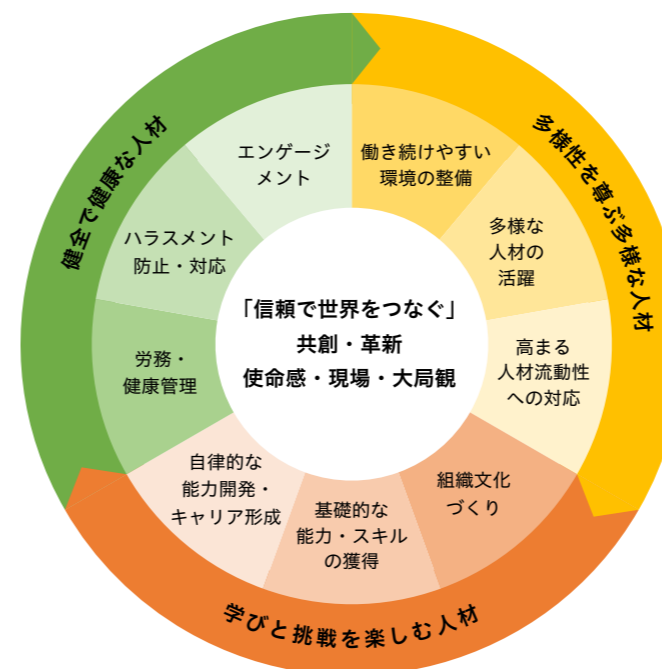
サステナブルな開発への要請を含め、世界を取り巻く課題は重層化・複雑化しています。世界中で事業を展開するJICAが、そうした課題の解決に向けて継続的に価値を創出・提供し、ビジョンに掲げる「信頼で世界をつなぐ」組織であるためには、国内外の様々なパートナーとの間に、一人ひとり、人同士の信頼関係を構築することが基盤であると考えます。よってJICAで働く全員が、まさに組織の基盤を担う「人財」です。

JICAのビジョンの実現には【共創・革新・使命感・現場・大局観】という5つのアクションに共感し、それらを体現する人材が求められていると考え、これらを人事制度の中心に据えています。そのうえで、「多様性を尊ぶ多様な人材」「学びと挑戦を楽しむ人材」「健全で健康な人材」という3つの側面を兼ね備えた人材の育成に向けて、様々な取り組みを行っています。2021年度からは、5つのアクションのうち特に共創・革新を後押しするための人事制度改革を行ってまいりました。これからも試行錯誤を重ねながら、更なる人的資本の強化に取り組めます。



人事部管理職一同

> JICAの人材育成の柱



多様な働き方と多様な人材 ～多様性を尊ぶ多様な人材～

JICAは世界中の国・地域で、多くの日本内外のパートナーと共に、様々な分野・形態に渡る協力事業を展開しています。このような多様な課題に柔軟に取り組み、それぞれの解決に資する価値を提供し続けるためには、JICA自身が豊かな多様性を持ち、それを尊ぶ組織である必要があります。これを実現するために、あらゆる人々が生き生きと働き続けやすい環境づくりに取り組んでいます。

(働き続けやすい環境の整備)

仕事と育児・介護を両立できる環境に向けて、育児・介護のための休職・短時間勤務制度を設置するとともに、育児・介護を経験した職員による体験共有セミナーといった、当事者同士がつながり支え合える場の提供なども推進しています。男性職員の育児休業取得率も年々上昇傾向にあり、2020年度以降、毎年度20%以上と

なっています。これらについては、女性活躍に係る取り組みと併せ、人事担当理事を委員長とする「次世代育成及び女性活躍行動計画推進委員会」において毎年取り組み状況をモニタリングし、更なる充実化を図っています。

JICAは、国内・海外に多数の拠点を持ち、多くの職員が世界中の様々な環境で活躍しています。一方で、それぞれの事情に合わせた働き方が選択できるように、転勤に支障がある職員向け勤務地を東京都内に限定する制度や、配偶者の海外転勤に伴う休職制度も設けています。さらに、時差出勤や在宅勤務といった制度も導入し、柔軟な働き方を支えています。

	2022年度
育児休業取得率 ^{※1}	
女性	61.5%
男性	20.0%
勤務地限定認定者数	67名
配偶者同伴休職取得者数	10名
在宅勤務率(本邦) ^{※2}	24%
自発的離職率 ^{※3}	3.1%

※1 無期雇用者に限る場合、女性93.3%、男性29.2%

※2 勤怠入力時に在宅勤務として登録された勤務日の率

※3 無期雇用者に限る

(多様な人材の活躍)

JICAは、すべての人材が生き生きと活躍できる環境づくりに取り組んでいます。

女性の活躍推進に関しては、日本政府による独立行政法人の女性管理職比率目標が2025年度末に18%である中、JICAでは2022年度末時点で23.2%を達成しています。さらに、「次世代育成支援及び女性活躍推進に向けた行動計画」にて目標値を27%以上(2026年度末まで)と定め、更なる増加を目指しています。また、経営層からの発信や研修を通じた意識啓発、個別面談によるサポートなど、自分らしいキャリアを選択しやすい環境整備も進めています。JICAでは賃金体系における性別差異は設けておらず、女性管理職比率の増加に伴い賃金格差が縮小していく見込みです。

障害者差別解消推進についても、対応要領を策定し、合理的配慮にかかるナレッジの発信や研修等を通じて働きやすい環境づくりを図りながら、障害のある方々が積極的に働ける雇用機会の提供を推進しています。[→ P.28 を参照ください]。

世界約100の国・地域に拠点を持つJICAでは、各拠点で働く現地スタッフも組織の重要な一員です。2023年7月には現地スタッフ向けの研修情報等をまとめたポータルサイトを開設するなど、彼・彼女らがやりがいを持ち、活躍し続けられる組織となるよう、取り組みを進めています。

さらに、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、JICAではシニアを含む全ての世代が活躍できる組織作りを行っています。2023年度から定年年齢を段階的に引き上げる予定であり、シニア人材が豊富な知識や多様な経験を若手職員の育成や外部アクターとの共創の拡大・深化などへ最大限に活かしながら、活力をもって働き続けられるよう、制度設計を行っています。

2026年度末までに
27%以上を目標

	2020年度	2021年度	2022年度
女性比率 役員	7.7%	7.7%	30.8%
管理職	20.5%	22.2%	23.2%
全体(全職制)	42.7%	41.6%	41.7%
在外職員(全職制)	27.5%	33.1%	36.3%

	2022年度
男女間賃金格差	80.3%
障害者雇用率	2.47%
年齢構成(全職制)	
20代	8%
30代	25%
40代	30%
50代	26%
60代以上	10%

(高まる人材流動性への対応)

社会全体で人材の流動性が高まるなか、多様で複雑な課題に対峙するためには、様々な経験を持つ人材が活躍しやすい環境づくりが必要不

可欠です。社会人採用・有期職制の職員がストレスなく早期に職場に馴染み活躍できるよう、人事部主導のもと組織横断的に新規入構者をサポートするべく、2022年度には「オンボーディング強化プロジェクト」を立ち上げ、オリエンテーションやメンター制度、交流会等の支援メニューの拡充に取り組んでいます。

また、多様な人材に選ばれ続ける魅力的な職場であるために、有期雇用制度を2022年度に大幅に見直し、各種制度や職務レベルに応じた処遇設定などを整備しました。また、有期職制職員向けのキャリアサポートにも取り組んでいます。有期職制から無期職制への内部登用制度も設けており、この制度を活用した多くの職員が即戦力として活躍しています。

	2022年度
社会人採用比率	42%
有期職制向けキャリアデザインワークショップ参加者数	42名
入構オリエンテーション参加者数	218名
内部登用者数	44名

自律的な能力の発展・多様化とキャリア形成

～学びと挑戦を楽しむ人材～

時々刻々と情勢が変化し、課題も複雑化していく世界に対峙するには、JICAで働く全員がミッション・ビジョンを共有したうえで、自律的に業務や自己研鑽に取り組み、自らの能力を発展・多様化させ、キャリアを構築していくことが重要です。JICAでは、基礎的な能力の獲得に加え、自律的な能力開発やキャリア形成を支援する施策を強化しています。

(組織文化づくり)

イニシアチブを取って自律的に活動し、新たな価値の創出をリードできる人材の育成を推進していくための組織文化づくりに取り組んでいます。例えば若手の成長支援を強化するため、

基準人材像を従来の40歳頃ではなく30歳頃の到達を見込み、研修プログラムの拡充や指導体制の強化を行っています。あわせて、基準人材到達後は各自がキャリア志向に合わせて能力を高度化していく形に見直しました。また、【共創・革新・使命感・現場・大局観】の5つのアクションが、これまで以上に職員一人ひとりの日々の行動の指針となるよう、それらに根差したリーダーシップ項目を評価基準に組み込み、2023年度より適用しています。

(基礎的な能力・スキルの獲得)

JICAで働くうえで必要となる基礎的な能力・スキルの獲得に向け、事業等の基礎知識を常時学べる「JICAアカデミー」や職階別研修(非管理職向け2コース、管理職向け4コース)、コアスキル研修等の研修プログラムを構築し、職員全員への定着を図っています。また、データサイエンスを組織運営上の重要課題であると捉え、2022年度より先進人材の育成に向けた人材育成プログラムを策定しています。さらに、国内・海外に多くの現場を持つJICAならではの制度として、「現場力」の醸成を目的として新入職員を海外に約3ヶ月間(国内は2週間)派遣するOJT(On the Job Training)を実施しており、2021年度及び2022年度には計85名の新入職員を派遣しました。また、在外事務所への赴任の機会も入構後早期から設けています。

	2022年度
職階別研修参加者数	503名
コアスキル研修 国際マクロ経済・財務分析 参加者数 プロジェクト管理	90名 114名
総合職職員入構5年以内 在外赴任率*	新卒採用 社会人採用 67.6% 76.7%

※ 母数に育児休業等の休職取得者も含む

(自律的な能力開発・キャリア形成)

JICAでは日常的なメンタリングのほか、意向調査や評価面談、キャリアコンサルティングの機会を通じ、一人ひとりの自律的な能力開発・キャリア形成を後押ししています。それを支え



2022年度新入職員研修の一環で実施した海外OJTの様子(マダガスカル
の稲作プロジェクトで現場を体験)

る制度として、所属部署以外の業務に従事する「10%共有ルール」や社内インターン制度を設けているほか、組織内公募ポストの拡充を図っています。

JICA外との「他流試合」も重視しており、省庁・民間企業・大学・自治体・国際機関等と多岐に渡る機関へ出向者を送り出すとともに、職員自らが希望する研修機関を選定する実務経験型専門研修制度も設けています。JICAでは、職員が兼業を行うことが可能であり、年々、兼業者数も増えてきています。さらに、休職して修士・博士号を取得するための長期研修制度や、外国語習得や公的資格取得のための自己研鑽補

助制度も設け、主体的な能力開発を支援しています。

	2022年度
10%ルール活用率	19.2%
組織内公募ポスト数	61ポスト
出向者(送出)数 [※]	97名
実務経験型専門研修参加者数	11名 (2020年度～2022年度計)
兼業者数	73名
海外長期研修派遣者数 [※]	29名

※ 前年度からの継続派遣者も含む、当該年度の延べ派遣人数

健全な職場環境

～健全で健康な人材～

JICA で働く職員がそれぞれの能力を最大限に発揮するには、安心して健康に働ける職場環境である必要があります。JICA では、そのための健全な職場づくりを目的として、以下の施策に取り組んでいます。

(労務・健康管理)

過重労働を防止し、業務効率の維持・向上を図る観点から、休暇取得の促進、適切な業務実態の把握と超過勤務の抑制に取り組んでいます。具体策として、パソコンのログオン・ログオフ時刻を記録するほか、部署別の超過勤務状況を毎月 JICA 内で公開しています。

また JICA では、必ずしも医療体制が整っていない発展途上国での勤務や出張も多いため、健康管理は特に重要です。法令に則った健康診断およびストレスチェックの実施、産業医面談を含めた相談機会の提供のほか、病気休暇・休職制度の設置や、円滑な職場復帰支援等の取り組みを行っています。海外派遣に際しては、JICA 国際協力共済会によって派遣先での病気や怪我、万が一の緊急移送等をサポートすると共に、在外赴任者全員に対し、在外赴任前研修を通じて海外での健康管理方法の指導を行っています。

	2022年度
休暇平均取得日数 (本邦) [※]	13.48日 6.36日
年次有給休暇 (20日/年度付与) 夏期休暇(7日/年度付与)	
ストレスチェック受検率	89.9%
ラインケア研修受講者数(管理職向け)	142名

※ 年度途中の採用者や有期及び非常勤の雇用者は付与日数が異なる。

(ハラスメント防止・対応)

職場環境を健全なものとするためには、ハラスメントの防止および発生時の適切な対応が不可欠です。JICA では、理事長によるメッセージの発信やハラスメント防止及び対応に関するガイドラインの策定と共に、組織内外に相談窓口を設け、ハラスメントが発生した際には速やかな事実確認を行い、その結果を踏まえ、行為者への注意・指導及び処分を含め問題の解決を図っています。また、各種職階別研修や在外赴任前研修で注意喚起を行っているほか、部署別の研修も実施し、ハラスメントを許さない職場づくりに取り組んでいます。

	2022年度
部署別ハラスメント防止セミナー実施回数	17回
ハラスメントに関する回答平均値 [※]	4.29

※ 定点意識調査より。5段階での回答。平均値が高いほど、該当する行為が少ないと考えていることを示す。

(エンゲージメント)

より働きがいのある職場を目指し、JICA で働く職員の声を汲み取り改善へとつなげるため、現地スタッフを含む全員を対象に毎年定点意識調査を実施しています。また、「風通し促進キャンペーン」を通じ若手職員と役員の双方向のコミュニケーションの機会を設けています。今後も更なるエンゲージメントの向上に向け、人的資本にまつわる各種施策の改善・強化に取り組んでいきます。

	2022年度
自分は、JICAのビジョンに共感している [※]	4.22
JICAは、自分にとって働きがいのある組織である [※]	3.96
人事制度は、JICAのミッション・ビジョンの実現につながる制度である [※]	3.38

※ 定点意識調査より。5段階での回答。

～事業と組織の両輪で進める障害の主流化～

現在、何らかの障害のある人は、世界で **10億人以上** いると言われていています。これは世界人口の15%にあたり約7人に1人の割合で、障害のある人の約80%は途上国に居住しています。世界全体の平均寿命の伸びや高齢化を背景に、障害者の数は今後も増えていくと予想され、既に、先進国における65歳以上で障害のある人は、約3人に1人の割合に上ります。

このような背景から、JICA では、組織運営における障害の主流化を、事業における障害の主流化と両輪のものとして捉え、障害者差別解消推進に関する対応要領に則り、障害の有無にかかわらず働ける組織づくりに取り組んでいます。これは、JICA が途上国の開発課題に向き合い続ける上でも、また健常者を含め誰もが能力を発揮できる職場環境を作り上げていく上でも、重要な意味を持つものです。

(組織運営における障害主流化の取り組み)

障害者に対する合理的配慮の提供やそのための相談体制の整備に関しては、本部・国内拠点・在外拠点の各部署に障害者差別に関する相談窓口および障害者差別解消推進担当を設置し、体制の強化を図っています。同担当による定例会も隔月開催しており、対応事例などを情報共有しながら、担当者同士のネットワークを構築しています。また、全スタッフが合理的配慮に関する情報にアクセスできるよう内部ポータル整備も行っています。

バリアフリー化については、本部及び国内拠点における点字ブロックや多目的トイレ等の整備だけでなく、在外拠点におけるバリアフリー

化にも取り組んでいます。また、2022年4月にリニューアルオープンした JICA 横浜・海外移住資料館の展示室では、点字解説や触る展示、触察地図等を設置しました。

全職員及び管理職を対象とした研修を定期的に実施し、その際には、機構内で働く障害当事者が内部講師の役目を担うこともあります。2022年には、研修の一環として、当事者及び当事者を部下にもつ管理職による座談会を開催しました。座談会では、一口に障害といってもその特性は多様であることや、機能面でのサポートや情報保障(障害の有無にかかわらず、必要な情報を確実に得られるようにすること)のための工夫、チーム全体として力が発揮されるための管理職の役割等について、実際の経験に即して活発な議論が行われました。

障害のある人との協働を特別なこととせず、誰にでもある個性、あるいは強み・弱みを生かし合いカバーし合うことと捉え、当たり前実践していける組織であり続けられるよう、これからも更なるダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進に取り組んでいきます。



JICAパラグアイ事務所におけるトイレのバリアフリー化

独立行政法人国際協力機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領：
<https://www.jica.go.jp/jourekun/act/frame/frame110001344.htm>

JICA横浜・海外移住資料館：
<https://www.jica.go.jp/domestic/jomm/index.html>

開発協力人材の確保・養成

JICAでは、学生・社会人向けのインターンシッププログラムや、国際協力の潮流や新たな課題に関する知識習得を目指す能力強化研修など、幅広く開発協力人材の養成に資する機会を提供しています。また「国際キャリア総合情報

サイト PARTNER」は、JICAのみならず国際機関、開発コンサルタント、NGO / NPO、自治体、大学、民間企業など、2,300 団体以上の求人・イベント情報を一元的に発信し、開発協力業界の人材プラットフォームとなっています。

2022年度の実績

人材確保	国際協力専門員	特別嘱託	公募・推薦審査による 専門家 (企画調査員は含まず)	
	100名	69名	419名 ^{※2}	
人材養成	インターンシップ・プログラム	ジュニア専門員	能力強化研修	専門家赴任前研修
	119名	36名	554名	192名
国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER ^{※1}	登録者数 (累計)	登録団体数 (累計)	求人、 研修・セミナー情報 提供件数	キャリア相談件数
	72,491名	2,579団体	3,931件	202件

※1 詳しくは <https://partner.jica.go.jp/> をご覧ください。

※2 公募・推薦審査による専門家(短期・長期)のうち2022年度中に新規派遣された延べ人数。業務実施契約コンサルタントの専門家等は含みません。

調達における取り組み

JICAは、公共調達を担う機関として、公正性、透明性、競争性を確保しつつ、サステナブルな調達を目指して、継続的に合理化に取り組んでいます。

自組織の調達では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「国等による温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(環境配慮契約法)に基づいた環境物品等の調達や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づいた障害者就労施設等からの調達を推進しています。

また、契約相手先においてサステナブルな事業実施がなされるよう、多様な人材が開発協力

に参画、活躍するための様々な取り組みを行っています。具体的には、選定評価において、コンプライアンス順守の体制や、情報セキュリティ体制による企業のコーポレートガバナンスを確認し、持続的で健全な企業経営の実施を評価しています。更に、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合など、選定評価時にダイバーシティ推進の取り組みも評価しています。特に、次世代の業務主任者の育成と若手育成促進を目的として、「業務管理グループ制度」と「若手育成加点制度」を導入しています。

2022年度実績

環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)に基づく調達実績	59%
	調達のあった122品目のうち、 環境物品の調達を100%達成した割合
国等による温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)に基づく調達実績	10件の入札、2件の契約締結
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく調達実績	56件

JICA事業を通じた人権保障の促進

経済、社会、環境が調和する持続可能な世界の実現は、すべての人々の人権の実現につながり、また人権の保護、促進は持続可能な世界の実現に寄与します。このためJICAは、サステナビリティにおける人権の側面を重視しています。

JICAは、開発協力大綱の下、人間の安全保障を実現することをミッションに掲げています。2023年6月に改定された開発協力大綱でも、「人間の安全保障は我が国のあらゆる開発協力に通底する指導理念」と位置づけられています。人間の安全保障は、様々な人権の中でも特に、恐怖及び欠乏からの自由や人間の尊厳に焦点を当てて、その保障を促進します。JICAの人間の安全保障に向けた取り組みは、開発途上国における人権の保障を目指すものといえます。

JICAの開発協力事業は、日本政府が批准した「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」及び「市民的、政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」に挙げられた人権に関し、開発途上国における人権の保障に対して様々な形で貢献しています。例えば、社会権規約が対象とする、衣食住の保障、健康や教育への権利に関し、社会・経済インフラの整備、農業開発、保健医療・教育の改善等の協力を行っています。また自由権規約が対象とする、身体的・精神的自由の保障に関し、ガバナンス強化のための協力を行っています。

以下では、このような人権保障の取り組みのうち、特に注目されるものとして、人権保障基盤となる法制度の整備、精神的自由の重要な要素である、知る権利の保障、すべての人々の社会権保障としての、障害者の権利保障、企業活動による人権への負の影響の対応等について紹介します。

法制度整備支援：

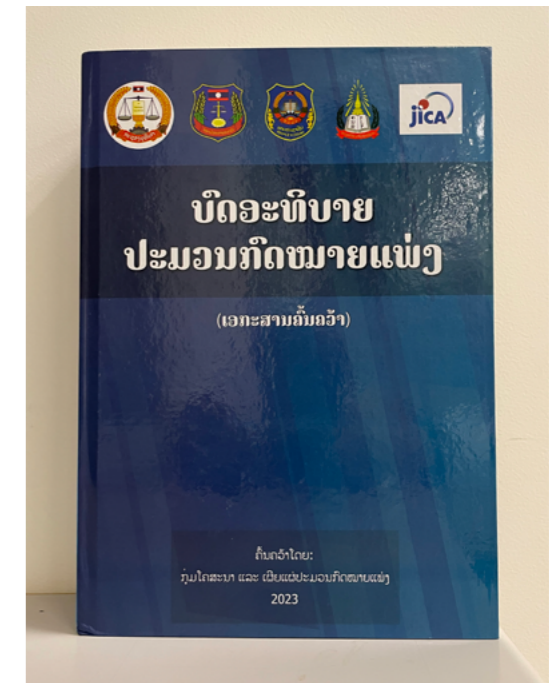
人権保障の基盤づくりへの貢献

法制度は、保障されるべき人権やその保障の方法を立法化し、行政を通じた保障や司法を通じた救済を促す点で、人権保障の基盤といえます。開発協力大綱は、重点政策として、「各国における法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、基本的人権の尊重等のため、法令の起草支援や制度整備支援、人材育成等の法制度整備支援を行う。」と記しています。

JICAは、有識者や法務省等と連携し、1990年代後半から東南アジアをはじめとする途上国の法制度整備支援に取り組んでいます。ラオスでは、同国初の民法典の起草を支援し、2018年に成立しました。また、裁判官や弁護士など実務家の理解を促進するため、民法典の逐条解説書や実務者向け研修教材の作

成も支援し、2023年4月に完成しました。

一方、人権が実際に保障されるには、裁判をはじめとする紛争解決手続きの改善や、人々の法律や手続きに関する知識の向上、専門家の助言を得る環境の改善等が必要です。こうした観点から、日本弁護士連合会との連携により、司法アクセス改善のための研修事業を実施しています。またバングラデシュでは、調停・訴訟実務改善のための技術協力プロジェクトを2024年に開始します。この取り組みは、SDGsターゲット16.3（国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する）の達成にも資するものです。



ラオス、法の支配へ大きな貢献：
https://www.jica.go.jp/overseas/laos/information/topics/2023/1520997_14514.html

**公共メディア支援：
報道の自由と、知る権利の保障**

人々が自らの意見を表現できる自由を実現するには、正確・公正・公平な情報の入手が必要となります。この観点から公共放送が果たす役割は大きく、JICAはウクライナ、南スーダン、コソボで公共放送局の能力強化を支援しています。自由権規約が掲げる、表現の自由の保障を促進し、SDGsターゲット16.10（国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する）の達成にも貢献するものといえます。

ウクライナでは、2017年に国営放送局を廃し、政府の統制から自立して公共の福祉のために放送を行う公共放送局が設立されました。JICAは、同年から災害・事件発生時の緊急報道体制づくり、人材育成、機材整備を支援してきました。2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻後は、現場取材を支える放送機材の緊急供与を実現するとともに、2023年2月には非常時に地方拠点局がバックアップできる体制や機材整備支援を開始しました。戦時下において、記者のジャーナリストとしての意識は高く、同放送局の調査報道やドキュメンタリー番組に対する国民の信頼や国際的な評価も高まっています。



学校・地域の支援により作成された書見台を活用して学習する弱視の子ども
写真：堀場浩平

**障害と開発：
障害インクルーシブな社会の実現に向けて**

日本は、障害者の権利及び尊厳の保護や促進等を定めた「障害者権利条約」の批准国です。JICAは、同条約に基づき障害インクルーシブな開発を支援し、「誰一人取り残さない」社会を目指すSDGsの達成に貢献しています（特にターゲット1.4（脆弱層支援）、4.5（インクルーシブ教育）、8.5（完全雇用とディーセントワーク）、10.2（障害インクルーシブな開発））。具体的には、障害者を対象とした取り組みを実施し、同時に開発プロセス全般で障害者の参加を支援する障害主流化を推進しています。また、福祉、保健医療、教育、雇用等の幅広い分野において、日本が培ってきた知見や経験を活かした協力を行っています。

モンゴルでは、障害者の就労支援事業に関する協力を行っており、2022年6月にジョブコーチ就労支援サービスの提供をパイロットプロジェクトとして開始しました。これまでに77名の障害者が就職しました。またスリランカでは、インクルーシブ教育アプローチの開発を目的とし、2019年から校長・教員・保護者等への研修や、特別なニーズのある子どもへの指導教材の作成を支援しています。いまでは、教員が個別の児童の状況に合わせて課題を与えるようになるなど、指導方法や学習環境が改善してきています。



**ビジネスと人権：
国際的な人権保障に向けた多様なパートナーとの連携**

国境を越える経済活動の増加とともに、労働者、生産現場周辺の住民、消費者等の人権侵害への対応も必要になっています。国際社会では、このようなビジネスと人権の課題に対し、人権侵害防止・被害者救済のための国家・企業の役割を明確化する動きが強まっています。JICAは、2023年7月に、救済・苦情処理に関する日本・ASEANの実例を学ぶ公開シンポジウムを法務省と共催しました。また、2024年1月にビジネスと人権に関する研修を開催し、途上国の政府機関と各国の行動計画について議論を行う予定です。

特に児童労働については、ILO中核的労働基準や子どもの権利条約で禁止され、SDGsターゲット8.7（児童労働の撲滅）でその撲滅が目指されています。JICAは日本の企業やNGOと連携し、「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を立ち上げ、2022年9月に児童労働リスク対策のためのアクションプランを策定、2023年8月にILO連携セミナーを開催する等、共同の取り組みを進めています。またJICAも、ガーナでの児童労働廃止に向けた制度づくりを支援していきます。



カカオの実を発酵させて取り出したカカオ豆を乾燥させる農場の人たち

ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進は、人間の安全保障の視点に基づく、公正で持続可能な開発の実現に向けた重要な課題です。「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」においても、17の目標の5番目のゴールとしてジェンダー平等と女性のエンパワメントが設定されていると同時に、全ての目標とターゲットの達成にも不可欠であり、開発協力においても、人類の半数を占める女性の権利と機会の確保が求められています。

ジェンダーとは、生物学的な性別に「男らしさ」「女らしさ」といった特定の価値を与え、その性別によって男女それぞれの行動様式や社会的役割を固定化するものです。一般に多くの社会で、個人の資質に関わらず、女性たちは「女性だから」という理由だけで、男性に比べて不平等な立場に置かれています。

ジェンダー平等な社会の実現には、女性の能力強化や経済活動・意思決定への参加機会を確保するだけでなく、人々や社会の意識や行動の変容を促すことや、ジェンダー平等で格差を生まない法律・政策・制度の変革が必要です。



女性防災クラブ平塚パワーズの皆さんから指導を受け、身の回りの品でレインコートを試作した参加者
写真:アイ・シー・ネット株式会社

JICAの取り組み

JICA グローバル・アジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」では、一人ひとりが、性別^{※1}にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会の実現を目的としています。そのために、JICAは5つの優先取り組み課題(女性の経済的エンパワメントの推進、女性の平和と安全の保障、女性の教育と生涯にわたる健康の推進、ジェンダー平等なガバナンスの推進、女性の生活向上に向けた基幹インフラの整備)を設定し、JICAのあらゆる事業においてジェンダーの視点に立った取り組み(ジェンダー主流化)を推進していくことを目指しています。また、取り組みを強化する課題として「ジェンダースマートビジネスの振興」では金融包摂を促進し、女性の起業、リーダーシップ、就労の促進等、「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」では、被害当事者の保護・救済、及び自立・社会復帰に向けた制度整備や人材育成、社会の意識・行動変容の促進に取り組みます。

JICAは、実施する事業のうちジェンダー主流化が計画されている事業(ジェンダー案件)を2026年までに40%、2030年までに80%(件数ベース)^{※2}、研修・留学プログラムにおける女性の割合を2026年までに40%、2030年までに50%(人数ベース)とすることを目指しています。

性別にとらわれず、誰もが能力を発揮できる社会に向けて、JICAは引き続きジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進していきます。

協力事例

ジェンダーと多様性の視点に立ち、災害に強い社会づくりを目指す(研修)

気候変動などにより災害件数・被害は世界中で年々増加していますが、災害の影響は全ての人に同様ではありません。女性や脆弱な立場に置かれた人々(子ども、高齢者、障害者、貧困者等)は、特に影響を受けやすく、多くの場合、自然災害における死者数は、女性の死者数の方が男性より多く、被災後には男性に比して女性の失業率が高くなったり、女性に対する暴力が増加する傾向がみられます。

日本は東日本大震災などの大きな災害に見舞われることも多く、それらの経験を通じて、ジェンダー・多様性の視点に立った防災・災害復興の知見や教訓を蓄積してきました。これらの経験を活かし、JICAは2015年から「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」をテーマに、防災管理及びジェンダー平等推進を管轄する行政官や女性・市民団体などを対象として研修を実施しています。研修では、災害対応や気候変動適応において、女性や脆弱な立場に置かれた人々の状況やニーズを踏まえた防災政策の策定、早期警報を含む避難計画、避難所運営のみならず、女性を含む多様な人々が防災や復興の意思決定過程に参画し、リーダーシップをとっていくことの重要性を伝えています。ジェンダーと多様性の視点に立った災害対応や支援制度の構築を通じて、災害に強く持続可能な社会への変革を目指しています。

研修には、これまでに19か国から92名(うち女性62名、男性30名)が参加し、参加者たちは自国で学んだことを生かして、女性や多様な人々の視点に立った防災活動を積極的に展開しています。

※1 ここで言う「性別」には、性的指向・性自認(SOGI)も含む。
※2 対象は、JICAの実施する無償資金協力(一部サブスキームを除く)、技術協力(2億円以上)、有償資金協力。

外国人材受入れ・多文化共生支援

— 共に生きる豊かな社会の実現へ —

日本で働く外国人材はこの10年で約2.7倍の182万人に増加しました。その多くは開発途上国出身で、送金などを通じて母国の経済成長にも重要な役割を果たしています。日本の持続的な経済成長のためには今後20年で現在の4倍、約674万人の外国人労働者が必要と試算されており、社会経済の発展、地方創生の新たな担い手として外国人材の活躍が必要とされています。

JICAは外国人材が直面するさまざまな課題の解決に向け、以下の通り、外国人労働者の人権保護、送出国・日本双方の経済成長のための人材育成、日本における外国人材との共生社会の構築など、JICAの強みを生かした取り組みを進めています。こうした取り組みを通じて、人間の安全保障及び質の高い成長への貢献、日本社会・経済への波及効果や国際的な普遍的価値の共有への寄与を最大化し、SDGsの達成に貢献することを目指します。

外国人労働者の人権保護

2023年1月、企業活動における人権侵害を防ぐ「ビジネスと人権」の促進を目的とした協力覚書を国際労働機関（ILO）と締結しました。双方の専門性や知見を生かして、「ビジネスと人権」における協働を進めています。その一環として、ILO等の協力を得ながら、訪日前手数料の負担削減に向けた取り組みをベトナムで準備しているほか、複数の国々から労働者送出国や帰国後支援に携わる人材を日本に招へいし、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）実現に向けた労働政策に関する研修などを実施しています。

経済成長のための人材育成

JICAは[日本センター](#)などを通じて、日本での就労に関心を持つ外国人材に日本での生活やビジネス環境に関する適切な情報を提供し、就労に向けた準備を支援しています。高度人材就職セミナー、日本からの帰国留学生との意見交換会、就職フェアの開催など、各国の日本センターと日本の省庁・地方自治体を含む関係機関が連携した取り組みが広がっています。

現在日本では多くの外国人材が、日本社会・経済の発展にも大きな役割を果たしています。JICAはこうした日本での就労経験を持つ人材が、将来的には出身国の経済成長や日本とのつながりを活かしていけるよう、能力強化や日本語教育を支援しています。また、適正な外国人材受入れをきっかけとした、開発途上国との貿易・投資促進、ネットワーク構築等、日本の地域社会の活性化にも貢献できるよう取り組んでいきます。

外国人材との共生社会の構築

外国人材が増えるにつれ、日本の地域社会が外国人材受入れ・多文化共生に関する課題を抱えるようになってきています。その解決に向け、地方自治体や国際交流協会、JICA国内機関に国際協力推進員を配置し、地方自治体などと協働しています。例えば、北海道の釧路・根室地域では、JICA、地方自治体、札幌出入国在留管理局釧路港出張所、海外協力隊の経験者が連携し、それぞれの強みを生かして外国籍の住民も参加しやすい地域の交流イベントを開催するなど、外国人材の受入れ支援と多文化共生社会の構築に向けた地域プラットフォームの形成に取り組んでいます。

JICAは、多様な人材が、社会を構成する一員として安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、日本社会の多様性・包摂性の強化、人権意識の向上、知日派の育成等にも広く貢献していきます。その他取り組みについては、広報資料“[外国人材受入れ・多文化共生に資するJICAの取り組み](#)”で紹介しています。

外国人労働者の適正な受入れの取り組みへの支援

— 責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム (JP-MIRAI) —

JP-MIRAIは、日本国内の外国人労働者の課題解決に向けて、2020年11月に民間企業・地方自治体・NPO・学識者・弁護士・JICAなど多様なステークホルダーが集まり、設立されたプラットフォームです（2023年6月以降は一般社団法人JP-MIRAIが事務局を運営）。会員数は増加傾向にあり、2023年9月時点で674団体／人になっています。

このプラットフォームを基本とし、2022年に開設した9言語対応のポータルサイトやアプリを通じて、外国人労働者に対し日本での暮らしや就労に役立つ情報を提供しています。また、2022年5月には「JP-MIRAIアシスト（相談窓口）」を開設し、労働・在留・生活上の困りごとを9言語で受け付けています。更に2023年9月からは、外国人労働者が人権侵害や法令違反を受けていないか自己判断するオンラインツール「JP-MIRAIセーフティ」の運用を開始しており、利用を呼び掛けるための「外国人労働者の人権をまもるキャンペーン」も実施しています（2023年9月1日～2023年11月30日）。JICAは事務局のサポートなどを通じ、これらの取り組みを支援しています。



JP-MIRAIの会員数：

674団体／人

（※2023年9月時点）

JICAの研究部門である**緒方貞子平和開発研究所 (JICA 緒方研究所)**では、「平和と開発のための実践的知識の共創」というビジョンを掲げ、途上国が直面する課題について政策志向の研究を行い、国際社会における日本の知的プレゼンスの強化を目指しています。6つの**重点研究領域**(政治・ガバナンス、経済成長と貧困削減、人間開発、平和構築と人道支援、地球環境、開発協力戦略)を定めて研究活動に取り組んでおり、その中から、サステナビリティに関連する代表的な例を4件紹介します。

人間の安全保障

気候変動、自然災害、パンデミック、経済危機、地域紛争など、世界は複合的な危機に直面し、多くの人々が貧困と暴力に生活を脅かされています。これらの問題を正しく捉えるためには、脅威に対する人々のレジリエンス^{*}を重視するとともに、誰も取り残されず、一人一人が尊厳を持って生きられる社会を目指す、「人間の安全保障」の視座が重要です。JICA 緒方研究所は、「人間の安全保障の実現に貢献する」を基本方針の1つに掲げ、その研究及び発信に取り組んでいます。

代表的な取り組みとして、フラグシップ・レポート『今日の人間の安全保障』を2022年に創刊し、人間の安全保障の概念とその実践を多様な切り口で分析・研究し、時代の変化を踏まえた人間の安全保障の今日的意義を世界に発信しています。創刊号では、「人間の安全保障を再考する」をテーマに、人間の安全保障の意義と開発協力への示唆、人間の安全保障研究の歩みと展望を紹介しました。また、トピックスとして「新型コロナと人間の安全保障」を取り上げ、新型コロナの保健セクターへの影響、コロナ禍を受けたアフリカにおける人間の安全保障をめぐる理解と実践の変化、コロナ禍での移民送金と人間の安全保障等、様々な視点から論じています。

^{*} レジリエンスとは、人や社会が脅威の影響を受けにくく、様々な脅威に打ちのめされたとしても、適切に反応し乗り越えていく弾力性のある強さを有すること

気候変動適応策の強靱性評価

JICA 緒方研究所では、JICA が支援する気候変動対策の効果向上を目指し、気候変動適応策の評価手法の開発に取り組んでいます。年々深刻化する気候変動の影響に対し、JICA を含む開発協力機関は開発途上国の気候変動適応策への支援に力を入れていますが、課題もあります。そのひとつが、どの事業が適応策として有効なのか、比較分析が困難であることです。

気候変動適応策として実施されている事業の多くは、気候変動による影響の有無にかかわらず、これまでJICAが行っている開発事業の事業種別から大きな違いはありません。例えば、気候変動の影響によって風水害、干ばつ、森林火災などが増え、農林水産業が打撃を受け、自然生態系や生物多様性が損なわれる恐れがありますが、これらの問題は気候変動の影響が顕在化する以前から存在し、開発協力機関は対策を支援してきました。しかし、気候変動の影響が加わることによって、開発事業としての開発効果に加え、気候変動影響への適応にも効果をもたらすという「付加価値」が生まれるかもしれませんし、或いは適応策としての効果を発揮するためには、仕様や方法の変更が必要になるかもしれません。

こうした検討や適応策間の比較分析を可能にするには、気候変動適応策の効果を適切に評価する必要がありますが、その手法は確立されていません。手法の開発を難しくしている要因のひとつは、中長期的な気候変動の影響が不確実であることです。JICA 緒方研究所では、将来の気候変動影響の不確実性を反映した多数のシナリオを用意し、様々な可能性を持つ気候変動の影響に対して開発事業がどれだけの効果を発揮するのか、「Robust Decision Making (RDM)」と呼ばれる分析ツールを使ってその効果を定量的、視覚的に表し評価する手法の研究を進めています。これまでの事例として、ケニアの灌漑開発事業の分析や、スリランカの都市洪水対策事業の分析があります。この手法を様々な分野の事業に適用したケーススタディを積み重ね、JICA の気候変動適応策の有効性の向上に繋げることを目指しています。

JICA 緒方研究所レポート「今日の人間の安全保障」創刊号：
https://www.jica.go.jp/jica_ri/publication/booksandreports/20220331_03.html

都市洪水対策事業に関する気候変動適応効果の定量評価研究：
https://www.jica.go.jp/jica_ri/research/environment/environment_20230217.html

不確実性下における気候変動適応対策の経済的評価に関する研究：
https://www.jica.go.jp/jica_ri/research/environment/environment_20150507-20180331.html

紛争とジェンダーに基づく暴力(GBV)

ジェンダーに基づく暴力(Gender Based Violence: GBV)は、心と体に大きなダメージを与えるだけでなく、その被害により他人に助けを求めることに対する心理的・社会的障壁が高い問題です。とりわけ紛争影響下では、加害者処罰が困難になりやすく、人々の脆弱性が著しく高まってGBVに遭いやすくなるため、被害者が十分なケアを受けられない状況があります。国連安全保障理事会は、紛争影響下におけるGBV被害の深刻さを問題視し、GBVを含むあらゆる形態の暴力から女性と女兒を保護するための特別な措置の必要性を明記する形で、「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」を採択しました。しかし、引き続き被害が確認されており、支援が行き届いているとは言えません。また、これまでの研究では、紛争影響下のGBV被害の実態の解明や紛争との因果関係の分析が多く、被害者の救援や中長期回復プロセスはあまり取り上げられていませんでした。

JICA 緒方研究所によるGBV研究では、紛争影響下で生じるGBVの問題や被害者支援の課題、支援者の関与の在り方等を探りました。その結果、被害者の救援要請の阻害要因として、被害により汚名を着せられたり、屈辱や差別を受けたりすることへの恐怖、社会的性差により行動を規定する社会規範、情報不足、物理的障害、救援への低い期待等があげられました。また、避難先でコミュニティを形成する難民の場合、救援要請は一般に、身近な人への相談から始まります。支援者が立ち入れない社会的空間の中で、GBVに対するコミュニティ独自の理解やそれに基づく課題の解決方法を実践している場合も

ありました。逆に、移動の過程で家族や親族の絆、社会的ネットワーク、経済的資源、情報等、さまざまな喪失を経験する難民の場合、社会的、経済的、政治的に排除され孤立しやすく、GBVに対する脆弱性が高まります。

本研究が明らかにしたように、被害者自身の救援要請行動を促すには、支援者は難民を取り巻く多様な状況を理解したうえで被害者にアクセスし、持続的な信頼関係を築くことが重要となります。引き続き、研究を通じて支援のあり方を検証していきます。

強制移住をめぐる人道アクションの進展

強制移住は、災害や自然環境の悪化、紛争や不安定化、貧困、パンデミック等の人道危機に起因し、国内もしくは国境を超える短距離、長距離の移動、一時的または長期的移住、計画的または非計画的な移転等のいくつものシナリオが絡んでいます。危機が広がれば強制移住者の懸案も変化し、それに応じて人道支援者の対処方法や責任も変化します。

強制移住の複雑な性質に効果的に対処するためには、強制移住者の経験やニーズの変遷、その変化するニーズを支援者がいかに満たすのかを理解する必要があります。このため、JICA 緒方研究所による強制移住研究では、質的研究手法を用いて、子ども、女性、障害者、高齢者、人身売買された移住労働者への援助と人道支援者の関わりについて5つの事例研究を行いました。それにより、異なる状況下で絶えず変化する様々な

人々のニーズに対応するための実践的なアプローチを分析しています。

この研究では、①親から引き離されて北アフリカから南ヨーロッパに移住した子どもへの人道支援における移住データの重要性、②人道危機に関するデータ収集における女性の役割、③バヌアツとナイジェリアの国内避難民の障害者の包摂、④強制移住研究において高齢者を対象とする度合いの検証とフィリピンにおける高齢移住者を支援するNGOの取り組み、⑤タイで人身売買された漁師の保護メカニズム等の事例を取り上げています。

強制移住は、国連の「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」および「難民に関するグローバル・コンパクト」、「UN Secretary-General's High-Level Panel on Internal Displacement」や「Action Agenda on Internal Displacement」等が示すように、世界的な議論の中心となっています。この研究を通じて、強制移住分野において取り残されがちな人々の様々なニーズを分析することで、学術的且つ政策的な取り組みに寄与します。また、多様な強制移住者を支援する人道支援者への支援と情報提供を目的としており、この研究を基にした実務者へのガイダンスノートの策定も予定しています。

紛争とジェンダーに基づく暴力(GBV):被害者の救援要請と回復プロセスにおける援助の役割:
https://www.jica.go.jp/jica_ri/research/peace/20170417-20190831.html

強制移住をめぐる人道アクションの進展に関する研究:
https://www.jica.go.jp/jica_ri/research/peace/20220704-20240331.html

JICA債(ソーシャルボンド、サステナビリティボンド)の発行

～持続可能な社会の実現に向けて民間資金を動員～

JICAは、SDGs達成に向けた民間資金の動員、国内ESG市場の発展促進、更にJICAの事業について幅広く皆様に認知いただくため、2016年に国内初となるソーシャルボンドを発行しました。以降、国内で発行する全ての債券をソーシャルボンドとして発行し、2022年度末までの発行総額は4,200億円に達します。

JICAが発行する債券(JICA債)で調達した資金は有償資金協力事業に充当され、そのすべてが開発途上国の社会的課題の解決に貢献する事業となっています。このうち一部事業には、再生可能エネルギーを使った電源開発や、自然環境保全と地域住民の生計向上を同時に支援する事業など、社会的課題の解決に加えて環境面の課題解決にも貢献する事業も含まれています。このようなJICAの有償資金協力事業がもたらす多様なインパクトをより分かりやすく発信するため、2023年4月に債券フレームワークを刷新し、サステナビリティボンドを新たに加えた「JICAソーシャル/サステナビリティボンドフレームワーク」^{※1}を公表しました。このフレームワークに対するセカンドパーティーオピニオンは、ムーディーズ社より新たに取得しています^{※2}。この新しい債券フレームワークに基づき、2023年4-9月末までにサステナビリティボンドとして、海外ではJICA初のESG債^{※3}を12.5億ドル(ドル建て債券)、国内では570億円(円建て債券)を発行しました。

JICA債は、ESG投資やSDGsの貢献へのツールとして多くの投資家に注目いただいています。また、JICA債は、日本政府のSDGs実施指針において、SDGs達成に向けた民間資金の動員ツールであると言及されています。こうしたJICA債の特性が多くの投資家に支持され、2023年3月末時点で313の投資家の皆様から投資表明^{※4}を頂きました。

また、JICAは、2019年度より、年に一度「テーマ債」の発行にも取り組んでいます。「テーマ債」とは、ソーシャルボンドやサステナビリティボンドの債券フレームワークの下、JICAが解決を支援する開発途上国の社会課題や環境課題の特定のテーマに資金使途を限定し、債券の調達資金を充当する債券です。2019年度は「TICAD債」、2020年度は「新型コロナ対応ソーシャルボンド」、2021年度は「ジェンダーボンド」、2022年度は「ピースビルディングボンド(平和構築債)」と多様なテーマを設定してきました。

2023年度は、近年日本を含む世界各地にて、地震・津波、洪水・暴風雨・土砂災害、山火事など自然災害が頻発し被害が甚大化していることを踏まえ、防災及び自然災害からの復興に向けた取り組みを一層強化するため、JICAとして初めての「防災・復興ボンド」(サステナビリティボンド)を発行しました。調達した資金は、開発途上国における防災投資及び自然災害からの復興を支援する有償資金協力事業に充当されます。

開発途上国のSDGsの達成には、年間**3.9兆ドルの追加的資金**が必要と試算されています。これは日本の名目GDPに相当する金額であり、膨大な資金ニーズに応えるためには資金動員をさらに拡大する必要があります。JICAは、今後もJICA債の発行を通じ、開発課題解決を促進するためのファイナンスの拡大やルールメイキングといった金融環境づくりに貢献するとともに多様な資金を動員し、開発途上国そして世界全体の持続的な発展のために貢献していきます。

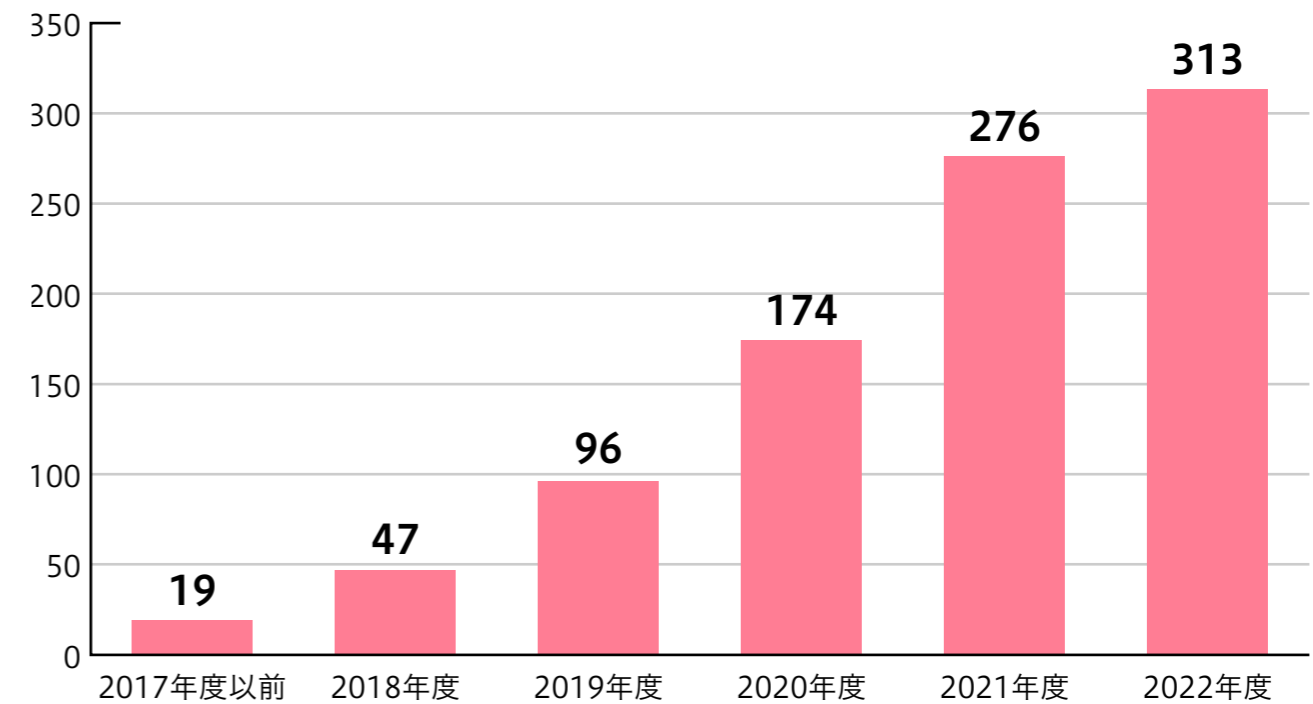


ESG債発行総額：
(2023年9月末まで)

国内**4,770**億円
(円建て債券)

海外**12.5**億ドル
(ドル建て債券)

JICA債への投資表明件数(累計)



※1「JICAソーシャル/サステナビリティボンドフレームワーク」(2023年4月7日): https://www.jica.go.jp/Resource/investor/ku57pq00000jmjhv-att/bond_framework_jp.pdf

※2「ムーディーズ社のセカンドパーティーオピニオン」(2023年4月公表): https://www.jica.go.jp/Resource/investor/ku57pq00000jmjhv-att/bond_opinion_jp.pdf

※3 ESG債は、社会的課題や環境面の課題の解決に資する事業の資金を調達するために発行される債券です。ソーシャルボンド、グリーンボンド、サステナビリティボンドなどがあります。

※4 JICA債への投資表明: <https://www.jica.go.jp/about/investor/expression.html>

投資家の皆さまへ(IRページ):
<https://www.jica.go.jp/about/investor>

JICAが描く未来は、経済・社会・環境が調和した持続可能な世界です。
2030年までにSDGsを達成し、2050年までにカーボンニュートラルの実現を
目指していくための道筋を一心に歩んでいきます。

信頼で世界をつなぎ、より良い未来の実現に向けて、
組織一丸となってチャレンジを進めます。



- 本報告書の計数について
 1. このサステナビリティレポートに収録した事業実績に関する統計などの数値は、国際協力機構に関するものは2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)について、政府開発援助(ODA)に関するものは2022年(2022年1月1日から12月31日まで)について集計したものです。なお、一部の数値は暫定値を使用しています。また集計の時期や方法などにより、数値が異なる場合があります。
 2. ただし、サステナビリティ推進にかかる組織体制強化等、新たなサステナビリティ推進にかかる取り組みについては、個別記載がある箇所を除き2023年9月までの活動が含まれます。
 3. 金額の表示単位のドルは、すべて米ドルです。
- 写真撮影

表紙：
(上段)保健医療。写真: Stephan Janin/JICA
(中段)スリランカでの教育支援。写真: Jiro Nakahara / JICA
(下段)JICAの協力で安全な水を使えるようになったカンボジアの子どもたち。
写真: Kenshiro Imamura/JICA

【免責条項】
 免責: 本サステナビリティレポートの地図上の表記は図示目的であり、いずれの国及び地域における、法的地位、国境線及びその画定、並びに地理上の名称についても、JICA の見解を示すものではありません。
 The maps in this report are only for illustrative purposes and does not imply any opinion of JICA on the legal status of any country or territory, the border line of any country or territory or its demarcation, or the geographic names.

国際協力機構 サステナビリティ・レポート 2023

2023年11月発行

編集・発行 独立行政法人 国際協力機構
 〒102-8012
 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
 電話番号 (03)5226-6660から6663(代表)
<https://www.jica.go.jp/>

編集協力 株式会社イデア・インスティテュート
 〒150-0013
 東京都渋谷区恵比寿3-1-3 イデアビル
 電話番号 (03)-3446-8660(代表)
<http://www.ideainstitute.co.jp/>